

蒲郡市教育振興基本計画【案】

ともに学び、ともに生きる ～多様な出会いを大切に～

令和5年2月

蒲郡市教育委員会

【市長あいさつ】

【教育長あいさつ】

目次

はじめに.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
(1)教育を取り巻く環境の変化.....	1
(2)国及び県の動向.....	6
(3)教育内容や環境に対する市民の満足度.....	9
(4)地域や社会の課題.....	10
2 計画の位置づけ.....	11
(1)法的位置づけ.....	11
(2)国及び県の計画、市の上位計画、関連分野との関係.....	11
3 計画期間.....	14
第1章 基本構想 ～蒲郡の教育が目指すもの（教育大綱）～.....	15
1 基本理念.....	15
2 「まなび」のあり方（教育目標）.....	15
3 施策の体系.....	18
第2章 基本計画 ～施策の展開～.....	20
1 地域を愛し、地域の魅力を伝え貢献することができる.....	20
(1)地域と学校の連携による目指すべき学校教育の実現.....	22
(2)必要な資質・能力を育む教育課程の推進.....	23
(3)学校を核とした「まちづくり」.....	24
(4)郷土の文化財の保存と継承、活用と魅力の発信.....	25
(5)郷土愛を育む学習.....	26
2 子どもの夢や理想を育み、個々の能力を最大限に伸ばすことができる.....	27
(6)主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実.....	30
(7)情報活用能力の育成と ICT 活用教育の推進.....	32
(8)SDGs の理念を踏まえた教育の推進.....	34
(9)地域資源を活用した理科教育の推進.....	35
(10)キャリア教育の充実.....	36
(11)外国語教育の充実.....	37
(12)特別支援教育の充実.....	38
(13)日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実.....	40
(14)幼児教育の充実.....	41
3 健全で思いやりのある心を育むことができる.....	42
(15)道徳教育の充実.....	45
(16)人権教育・多様性理解の推進.....	46
(17)いじめへの対応の充実.....	47
(18)不登校児童生徒への対応の充実.....	48

4	生涯にわたって学ぶ楽しさと、健やかな体・心を育むことができる	50
	(19)社会教育の推進	52
	(20)家庭教育・子育て支援、子どもの貧困対策の充実	55
	(21)学校体育・生涯スポーツの充実	57
	(22)健康教育・食育の推進	59
5	感性を磨き、ゆとりと潤いのある心豊かな生活を実現できる	61
	(23)文化芸術活動の推進	62
6	教員の働きがいがあり、快適に学ぶことができる	64
	(24)学校における働き方改革の推進	65
	(25)教員の資質向上	66
	(26)学校施設・設備の充実	67
7	大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、安心・安全に学ぶことができる	68
	(27)大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障	69
	(28)学校安全・防災教育の推進	71
第3章 計画の推進		72
1	計画の推進	72
2	計画の進行管理	72
3	計画の実施状況の公表	72
4	計画の指標一覧	73
資料		78
1	計画策定の経過	78
2	策定委員会設置要綱等	81
3	用語解説	84

はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

「蒲郡市教育振興基本計画」（以降、「本計画」）は、本市の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 1 項に基づき策定する計画です。

本計画の策定にあたっては、教育を取り巻く環境の変化（少子高齢化の進行、情報技術の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、外国人児童生徒の増加等）を背景として、国及び県の教育振興施策の動向とともに、市の教育行政のこれまでの取組や課題を踏まえつつ、学校教育、社会教育、家庭教育が連携し、誰もが蒲郡市で学んでよかったと思える教育行政の実現を目指します。

なお、教育を取り巻く環境の主な変化と国及び県の教育振興施策の動向、市の教育内容や環境に対する市民の満足度、そして本計画が捉えるべき地域や社会の主な課題を整理すると、次のとおりです。

（1）教育を取り巻く環境の変化

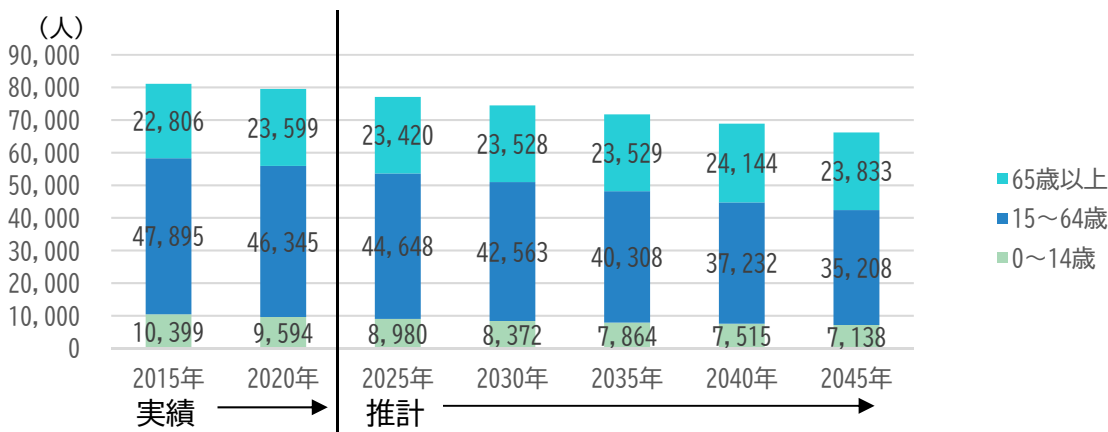
①人口構成や児童生徒数の変化

【少子高齢化の進行】

本市の人口構成は、年々少子高齢化が進行しており、令和 2 年（2020 年）の国勢調査では 0～14 歳の年少人口が 9,594 人と、平成 27 年（2015 年）比で約 800 人の減少となっています。年少人口の割合は、令和 2 年時点で 12.1%まで低下している一方、65 歳以上の老年人口の割合は 29.7%と 3 割近くまで上昇しています。

国の推計によると、本市の年少人口は令和 7 年（2025 年）に 9,000 人を下回る見込みで、さらに少子化が進行する見通しとなっています。

■年齢 3 区分別人口の推移（実績及び推計）

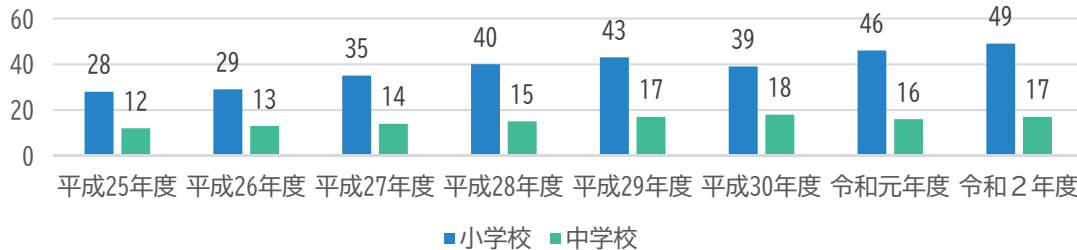


資料：実績 国勢調査（各年 10 月 1 日）
推計 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 30（2018）年推計）

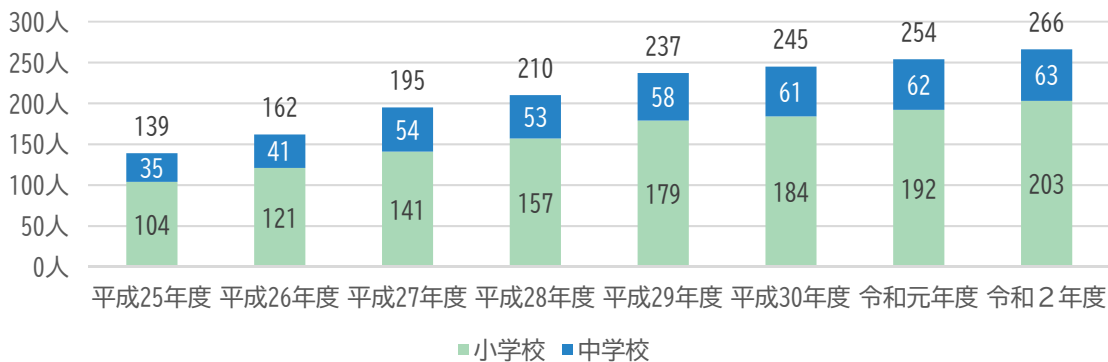
【特別な支援を必要とする児童生徒の増加】

小中学校における児童生徒数は、全体では減少傾向の一方、特別支援学級の設置数は小・中学校ともに増加傾向にあり、平成 25 年度以降、その児童生徒数は小・中学校の合計で 120 人程度増加しており、特別な支援を必要とする児童生徒数が増加しています。

■特別支援学級数の推移



■特別支援学級児童生徒数の推移

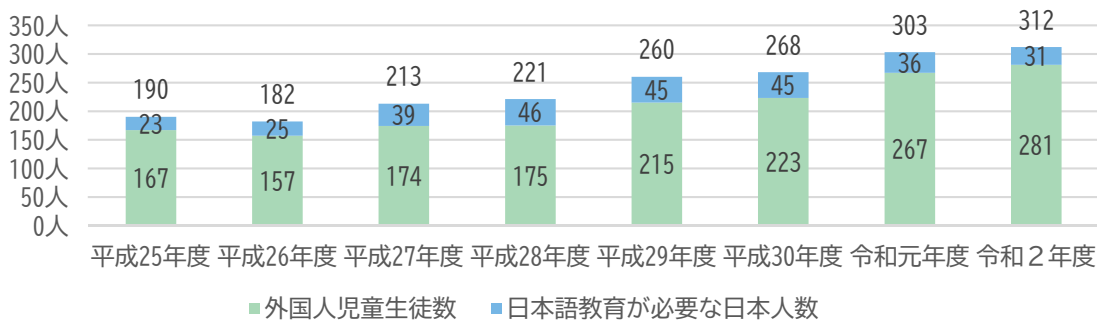


資料：「蒲郡市小中学校規模適正化方針」（令和 3 年 3 月蒲郡市教育委員会）より転載

【外国人児童生徒等の増加】

外国にルーツを持つ児童生徒（外国人児童生徒、日本語教育が必要な日本人）の人数は、令和 2 年度時点で 312 人と年々増加傾向で、平成 25 年度以降、120 人以上増加しています。

■外国人児童生徒等の推移



資料：「蒲郡市小中学校規模適正化方針」（令和 3 年 3 月蒲郡市教育委員会）より転載

②社会環境の変化

【情報技術の進展】

現代の社会では、インターネットやスマートフォンの普及をはじめ、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会のあり方に影響を及ぼす新たな情報技術の進展が図られています。

そしてこのような状況を背景に、先端の技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である、“Society 5.0（サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムによって開かれる社会）”の実現を目指す取組が進められています。

教育分野においては、令和2年度から順次全面実施された新学習指導要領で、“情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけること”、“学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実に配慮すること”がポイントとして明記されており、Society 5.0を見据え、基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力を習得するための教育が求められています。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による臨時休業期間中の学びの保障のため、ICTを活用した遠隔・オンライン教育が進められ、児童生徒の1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想について、当初のスケジュールを大幅に前倒しして進められました。

■Society 5.0で実現する社会



出典：内閣府「Society 5.0」

【持続可能な開発目標（SDGs）】

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓うものです。

本市ではSDGsを推進していくために、令和3年3月2日の市議会3月定例会において、「ゼロカーボンシティ」を宣言し、令和3年11月30日にはサーキュラーシティを目指していくことを表明しています。

教育分野に関しては、目標4（教育）として「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。」こととされており、その他の目標も踏まえ、包括的にアプローチしていくことが求められています。

なお、令和2年度から順次全面実施された新学習指導要領においては、「持続可能な社会の創り手の育成」が明記されています。

■SDGsの17の目標アイコン



出典：国際連合広報センター

■新学習指導要領等における持続可能な社会づくりに関連する主な記載（抜粋）

【前文（幼・小・中）】

これからの学校（幼稚園）には、・・・一人一人の生徒（幼児・児童）が、・・・自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会の創り手となることができるようにする**・・・ことが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校（幼稚園）において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

出典：文部科学省

【カーボンニュートラル】

カーボンニュートラルとは、「温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること」を意味します。

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2015年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標の実現に向けて、120以上の国と地域で「2050年カーボンニュートラル」という目標が掲げられています。

国では、令和2年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことが宣言されました。

そして本市では、令和3年3月2日の市議会3月定例会において、令和32年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするまち「ゼロカーボンシティ」を宣言しています。

【サーキュラーエコノミー】

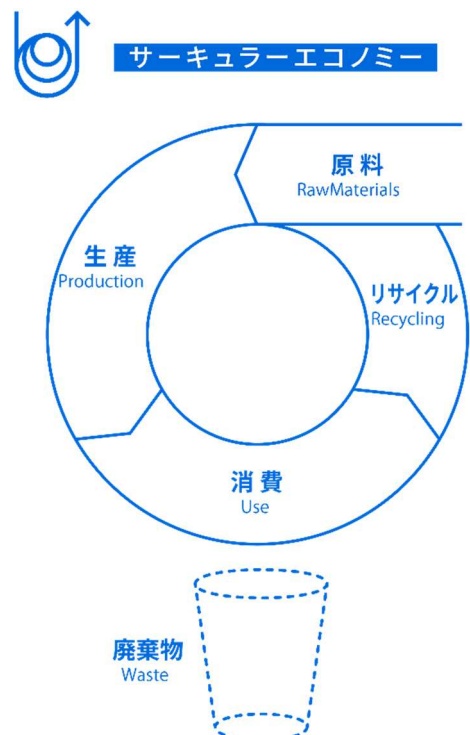
資源・エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物量の増加、プラスチックによる海洋汚染及び気候変動問題の顕在化などが人類の喫緊の課題となる中、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3R（Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル））の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

本市は、令和3年11月30日、サーキュラーシティを目指していくことを表明し、令和4年3月28日に今後の指針となるビジョンと重点分野を発表しており、重点分野の一つが「教育」です。世界や国内、地域が抱えている問題や課題を知る機会（ワークショップ・シンポジウム）を積極的に提供するほか、環境教育・環境学習の場の提供とともに、地域資源・地域産業・地域企業を知る場を提供し、周知・人材育成を推進することとしています。

未来の街づくりとして重点的に推進する経済・社会・環境を活性化させる7つの分野を設定しています。

教育	消費
食	健康
観光	交通
ものづくり	



(2) 国及び県の動向

① 国の動向



教育振興基本計画

平成 30 年 6 月、人生 100 年時代の到来と 2030 年以降の社会を展望した「第 3 期教育振興基本計画」（文部科学省）が閣議決定されました。

今後 5 年間の教育政策の目標と施策のなかに、「家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進」、「人生 100 年時代を見すえた生涯学習の推進」、「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」、「職業に必要な知識やスキルを、生涯を通じて身につけるための社会人の学び直しの推進」、「障がい者の生涯学習の推進」等が盛り込まれています。

なお、第 3 期計画中の教育改革の動向として、中央教育審議会では、主に次のような答申が行われています。

■ 第 3 期教育振興基本計画中の教育改革の動向

中央教育審議会の主な答申	概要
人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (平成 30 年 12 月 21 日)	「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策として、「1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進」、「2. 多様な主体との連携・協働の推進」、「3. 多様な人材の幅広い活躍の促進」、「社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等」の 4 つが示されています。
新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (平成 31 年 1 月 25 日)	学校における働き方改革の目的や、その実現に向けた方向性を示した上で、勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化、学校の組織運営体制の在り方、教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革、学校における働き方改革の実現に向けた環境整備等について具体的な方策が盛り込まれています。
「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～ 全て の子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (令和 3 年 1 月 26 日)	2020 年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」と定義。これを踏まえ、各学校段階における子供の学びの姿や教職員の姿、それを支える環境について、「こうあってほしい」という願いを込め、新学習指導要領に基づいて、一人一人の子供を主語にする学校教育の目指すべき姿を具体的に描いている。各論においては、総論で描いた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた具体的な方策等が盛り込まれています。
第 3 次学校安全の推進に関する計画の策定について (令和 4 年 2 月 7 日)	各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、今後 5 年間（令和 4 年度～ 8 年度）における学校安全に係る施策の基本的方向性と、学校における安全教育や安全管理の取組の充実、学校内外における組織的な取組の推進など学校安全に関する推進方策が示されています。

また、令和4年3月の中央教育審議会教育振興基本計画部会（第1回）では、「次期教育振興基本計画（令和5年度～9年度）諮問の概要」が示されており、「デジタル」と「リアル」の最適な組合せの観点から、コロナ後の教育や学習の在り方について検討すること、そして、ウェルビーイングが実現されるように制度等の在り方を考えていくことが、課題として提起されています。



中央教育審議会生涯学習分科会

令和4年4月現在、第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（仮称）骨子イメージ（案）が示されています。

生涯学習・社会教育が果たしうる役割として、「～より良く生きようとする一人一人の意思を尊重しながら、共に学び、支えあう生涯学習・社会教育～」をテーマに、“生涯学習を通じたウェルビーイングの実現”と“社会的包摂の実現を図る役割”、“地域コミュニティの基盤としての役割”が重要視されています。

また、市町村は「地域の多様なステークホルダーと連携しつつ、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に向けた取組を地域住民の学習活動の支援を通じて推進する」、そして教育委員会は「生涯学習社会の実現に向け、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関する施策を中心として、首長部局とも積極的に連携を図る」ことが求められています。



文化芸術推進基本計画

文化芸術の「多様な価値」を生かして「文化芸術立国」の実現を目指す「文化芸術推進基本計画（第1期）」（文化庁）が平成30年3月に閣議決定されました。これにより、各自治体においても、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の積極的な推進に努めることが求められています。



スポーツ基本計画

令和4年3月に「第3期スポーツ基本計画」（文部科学省）が策定され、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策が示されているとともに、①スポーツを「つくる／はぐくむ」、②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③スポーツに「誰もがアクセス」できる、これら3つの新たな視点と支える具体的な施策が示されています。



人権教育・啓発に関する基本計画

私たちが幸せに生きるための権利であり、人種や民族、性別等に関わらず一人ひとりに備わった権利である人権尊重の社会実現に向けて、「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成14年3月に閣議決定されました。以後、計画の一部変更（平成23年4月閣議決定）を経つつ、時代に即した形で人権教育や様々な施策が推進されています。

②県の動向

愛知県では、AI、IoT、ロボット工学などの技術革新の加速度的な進展や少子高齢化の進行、外国人児童生徒の増加など、社会情勢の変化とともに、教育のデジタル化や「学校の新しい生活様式」に合わせた教育環境への対応など、教育の在り方の変化を踏まえて、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「あいちの教育ビジョン2025 -第四次愛知県教育振興基本計画-」が策定されました。

●基本理念

「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本とし、ふるさとあいちの文化・風土に誇りをもち、世界的視野で主体的に深く学び、かけがえのない生命や自分らしさ、多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性と「知・徳・体」にわたる生きる力を育む、あいちの教育を進めます。

●基本的な取組の方向と取組の柱

基本理念を踏まえ、県計画では7つの取組の方向と30の取組の柱を設定しています。

これらの方向や柱に基づく施策を展開するにあたっては、「社会全体で取り組む」、「多様性を尊重する」、「SDGsの考えに基づいた活動であること」、「ICTの活用を推進する」、「全てのライフステージで、切れ目のない活動を行う」という視点が重要視されています。

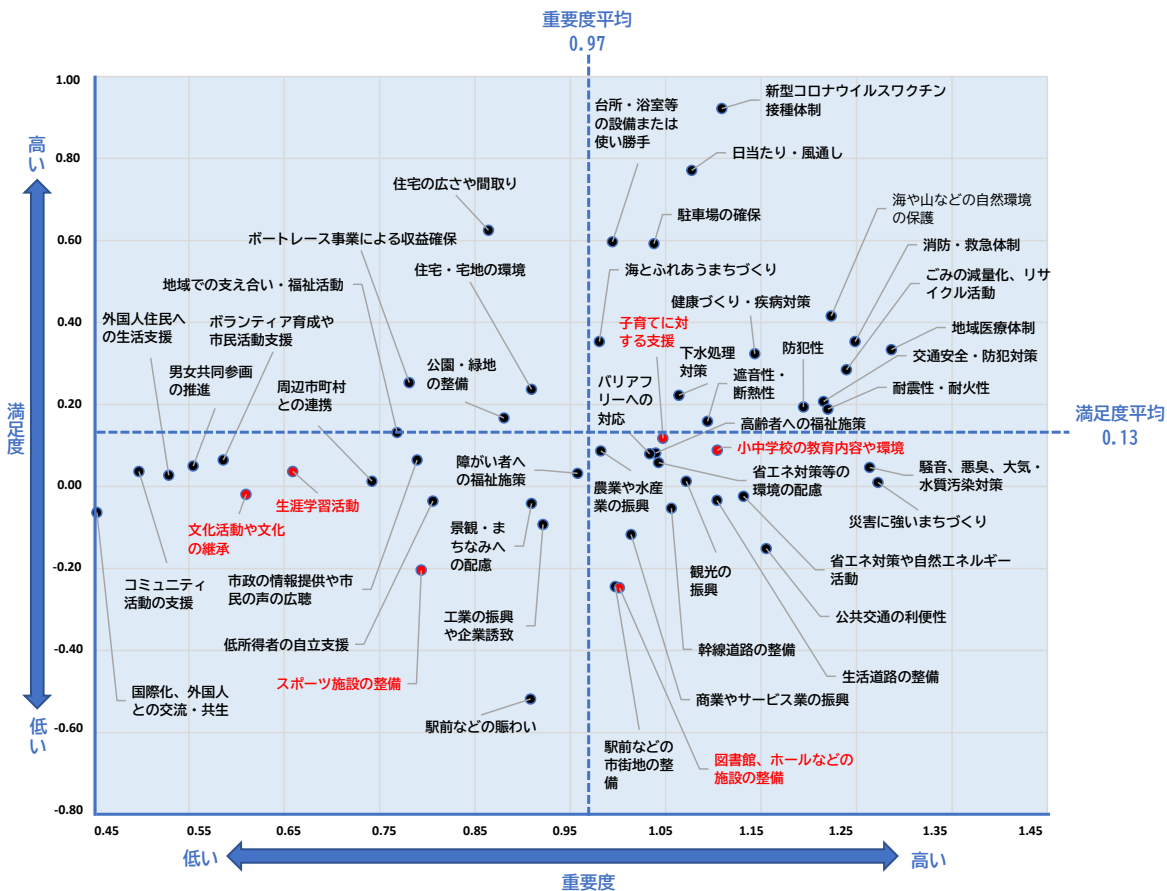
取組の方向	取組の柱
(1)自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます	① 主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実 ② 情報活用能力の育成とICT活用教育の推進 ③ SDGsの理念を踏まえた教育の推進 ④ 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり ⑤ 理数教育の推進 ⑥ 特別支援教育の充実 ⑦ 幼児教育の充実 ⑧ 私立学校の振興 ⑨ 大学等高等教育の振興
(2)人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます	⑩ 人権教育・多様性理解の推進 ⑪ 道徳教育の充実 ⑫ いじめへの対応の充実 ⑬ 不登校児童生徒への対応の充実 ⑭ 主権者教育等の推進
(3)健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます	⑮ 生涯学習の推進 ⑯ 家庭教育・子育て支援、子供の貧困対策の充実 ⑰ 学校体育・生涯スポーツの充実 ⑱ 健康教育・食育の推進
(4)ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます	⑲ ふるさと教育の推進と新たな文化の創造 ⑳ 社会の担い手の育成に向けたキャリア教育の推進 ㉑ 産業を支える人材の育成

(5)世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます	② グローバル社会への対応の推進 ③ 外国語教育の充実 ④ 日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実
(6)子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます	⑤ 学校における働き方改革 ⑥ 開かれた学校づくりと学校への支援 ⑦ 教員の人材確保と資質向上の推進 ⑧ 学校施設・設備の充実
(7)大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学ぶことを保障します	⑨ 大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障 ⑩ 学校安全・防災教育の推進

(3)教育内容や環境に対する市民の満足度

蒲郡市の暮らしにおける市民の満足度及びまちづくりの重要度(令和4年度市民意識調査結果)を見ると、「小中学校の教育内容や環境」は、満足度は概ね各項目の平均値で、重要度は比較的高い位置づけとなっています。

一方、「スポーツ施設の整備」や「図書館、ホールなどの施設の整備」等は、満足度が比較的低くなっています。



資料：令和4年度蒲郡市市民意識調査から作成(満足度、重要度に関する回答を点数化・平均化して算出した数値に基づき散布図を作成)

(4) 地域や社会の課題

蒲郡市においても、少子高齢化が急速に進み、人口減少社会となっており、社会の潮流（グローバル化及び高度情報化の進行等）と無縁ではなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を含め、市民の暮らしは様々な面で変化しています。

社会の潮流を踏まえて、本計画が捉えるべき地域や社会の主な課題を整理すると、次のとおりです。

課題1 人生100年時代を自分らしく生きるために

医療体制・医学の進歩、生活水準の向上などを背景に、人生100年時代の到来が予測されています。こうした中で、生涯に複数の仕事を持つことや、仕事を引退したのちにボランティアに取り組み、地域や社会の課題解決のために活動することが一般的になると想定されます。誰もが学び直し、活躍できるチャンスを得られる環境を整え、リカレント教育を推進していくことが重要です。

課題2 グローバル化に伴う多文化共生等に向けて

グローバル化が加速し、世界の国々の相互影響と依存の度合いが急速に高まり、地域や学校において、外国籍の人をはじめ外国にルーツを持つ人が増加している中、グローバル人材の育成に向けた取組とともに、異文化への理解や多文化共生の考え方に基づく教育のさらなる取組が求められます。

課題3 地域コミュニティの強化に向けて

子ども同士や子どもと地域住民との交流の機会は、自治会、町内会等の地縁団体が主な担い手でしたが、近年高齢化の急速な進展による地縁団体の担い手不足から、これまでのような機能を果たすことが困難な状況にあります。子どもたちを含む全ての地域住民が、地域活動を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身に付ける機会を拡充していくことが必要です。

課題4 情報化の進展に対応するために

IoT や AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく Society5.0 の到来が予測される中で、こうした技術を活用して誰一人取り残されない社会を実現するとともに、情報技術を活用し、地域や社会、組織等の改善や高付加価値のモノ・サービスを生み出すことのできる人材の育成が求められています。

課題5 SDGs（持続可能な開発目標）に対応するために

SDGs は、国連で採択された「持続可能な開発目標」の略称であり、「誰一人取り残さない」社会づくりを推進するための目標です。SDGs の推進にあたっては、経済・社会・環境の統合を目指すことが重要であるとされており、その目標達成のためには全ての国、自治体、産業界、市民等の関係者がパートナーシップの下で行動に移していく必要があります。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画の法的位置づけについては、「蒲郡市教育大綱」（平成 28 年 3 月策定）とあわせて整理すると、次の表のとおりです。

区分	蒲郡市教育振興基本計画 (令和 5 年 3 月策定)	蒲郡市教育大綱 (平成 28 年 3 月策定)
根拠法令	教育基本法 第 17 条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 1 条の 3
策定主体	地方公共団体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議
策定方法	国や県の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定	
範囲等	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱
策定義務等	努力義務	義務（必須）

なお、地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めた場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとされています（平成 26 年 7 月 17 日 文部科学省初等中等教育局長 通知）。

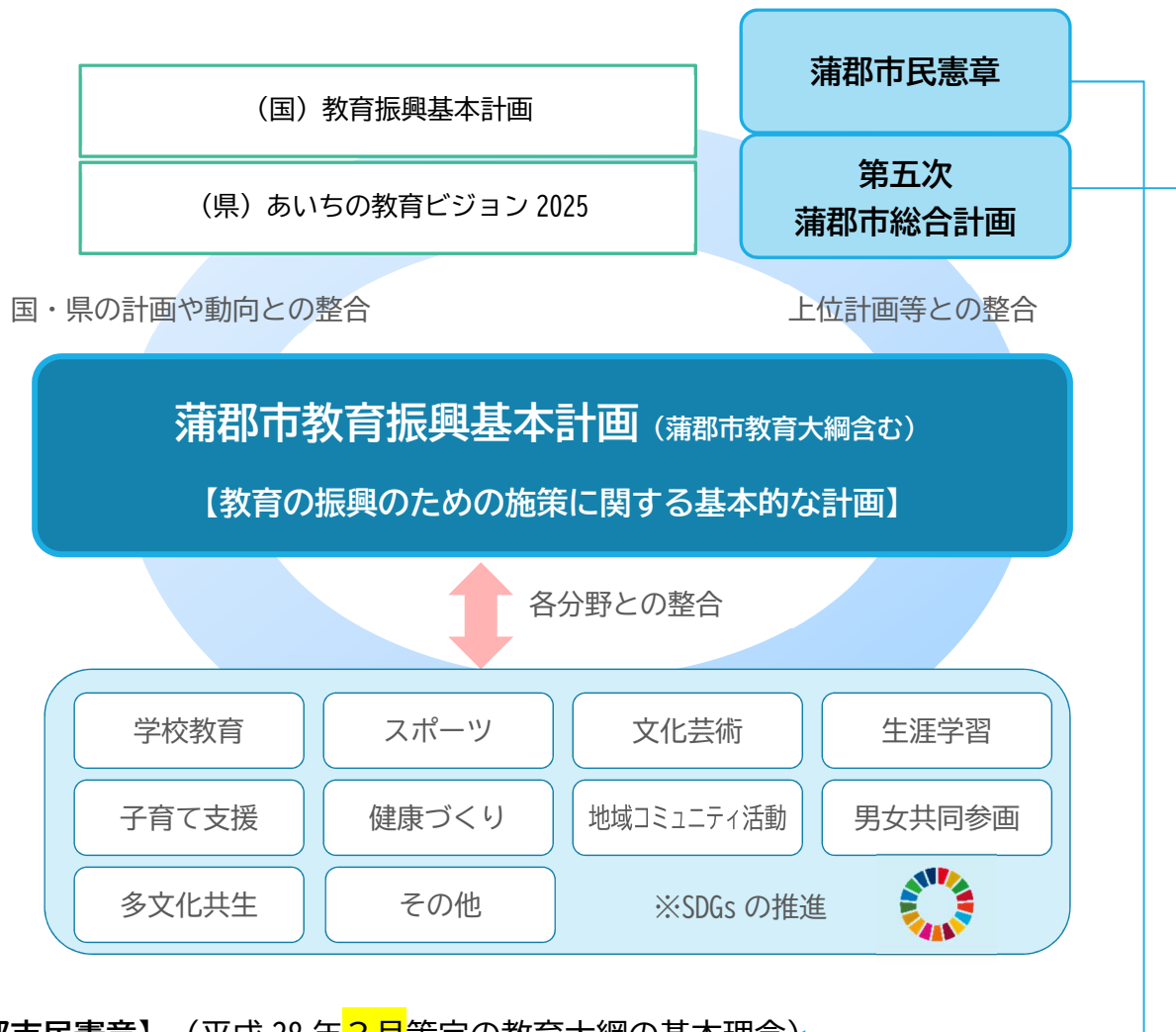
このため、今回の「蒲郡市教育振興基本計画」の策定をもって、「蒲郡市教育大綱」を改定したこととします。

(2) 国及び県の計画、市の上位計画、関連分野との関係

本計画は、市の教育行政に関する総合的な計画で、その目標や施策の根本となる方針の部分は、前述の「蒲郡市教育大綱」としても位置づけられます。

また、その策定にあたっては、国及び県の計画との整合性ととともに、本市のまちづくりの根本的な理念である「蒲郡市民憲章」を踏まえるとともに、上位計画である「第五次蒲郡市総合計画」との整合性に留意し、計画に関わる各分野の施策を体系化します。

■本計画の位置づけ



【蒲郡市民憲章】（平成 28 年 3 月策定の教育大綱の基本理念）

蒲郡市は、美しい自然にめぐまれ、先人の努力によって育ってきました。
 私たち市民は、この誇りをもって、さらに、教養と文化を高め、産業を振興し、明るい豊かな郷土をつくるために、三つの誓いを定めます。

- 1 「はい」「ありがとう」「すみません」、愛のことばで **ひとづくり**
- 2 心と体をすこやかに、笑顔で働き **いえづくり**
- 3 海と空を美しく、みんなの力で **まちづくり**

次ページへ ←

【第五次蒲郡市総合計画 教育・文化分野の基本目標等】

〈基本目標〉人と文化を未来につなぐまちづくり

- 子どもたちの個性や生きる力を育む学校教育や生涯学習・スポーツの充実
- 伝統・文化を伝えることにより、まちに愛着と誇りの持てる次代を担う人材や心豊かな人を育成

〈めざす将来の姿〉

学校教育

- 感性豊かで、命、人を大切にする、心身ともに健康な子どもが育っています
- 自分のよさを生かし、蒲郡の人や地域とともに生きる子どもが育っています

スポーツ

- 市民の一人ひとりがスポーツを身近に楽しみ、健康に過ごしています
- スポーツを通じた交流により、まち中に元気な声援が響きあっています

文化芸術

- 誰もが文化芸術に気軽にふれる機会を持ち、活動・発表することができます
- ふるさとの歴史・文化・自然に誇りを持ち、次世代へ守り伝える環境が整っています

生涯学習

- 生涯学習活動の応援体制により、生涯学習活動に参加する市民の生きがいづくりの場となっています
- 地域に根ざした生涯学習活動がまちづくりへと広がっています

3 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

■計画期間

計画等		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	
国	教育振興基本計画	第3期			第4期				第5期						
県	教育ビジョン	2016				2021									
市	総合計画	第4次						第5次							
	教育大綱										教育振興基本計画に統合				
	教育振興基本計画										第1期				
	生涯学習推進計画	第2期		第3期				第4期							
	スポーツ推進計画	生涯スポーツ推進計画									スポーツ推進計画				
	子ども・子育て支援事業計画	第1期					第2期								
	学校教育ビジョン	第2期			第3期				教育振興基本計画に集約						

第1章 基本構想 ～蒲郡の教育が目指すもの（教育大綱）～

1 基本理念

「ともに学び、ともに生きる ～多様な出会いを大切に～」

子ども、家族、地域で暮らす人や働く人が、多様な出会いを通じてともに学びあい、ともに生きていくことが大切です。

年齢、性別、障がいの有無、国籍等に関わりなく尊重しあえる人を育みます。

2 「まなび」のあり方（教育目標）

① 地域を愛し、地域の魅力を伝え貢献することができる

本市は、開かれた学校づくり等を通じて、地域と学校の連携・協力体制の強化を図りつつ、地域の多様な主体が教育に参画し、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指します。

また、市民が郷土の文化に誇りを持ち、次世代へ引き継げるよう、文化財の保存と継承、活用を図るとともに、学校等を通じて郷土愛を育み、地域社会のために貢献できるような人材を育成する学習活動を推進します。

② 子どもの夢や理想を育み、個々の能力を最大限に伸ばすことができる

本市は、夢や理想を追求する意思や気持ちを持った子どもの育成を図るため、主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実に努めます。

また、ICTを活用した教育の推進とともに、グローバル化に対応したSDGsの理念を踏まえた教育や外国語教育の推進、外国にルーツを持つ児童生徒への支援等、時代や社会の要請に応じた教育を推進します。

さらに、生命（いのち）の海科学館等の地域資源を活用した理科教育の推進をはじめ、増加する特別な支援や配慮を必要とする児童生徒に対応した施策の充実に努めます。

そして、質の高い幼児教育と幼保小の連携強化を推進します。

③ 健全で思いやりのある心を育むことができる

本市は、学校等における人権教育・多様性理解の推進を図るほか、男女共同参画社会の形成に向けたジェンダー教育を推進するとともに、差別や偏見をなくすため、命を大切にする教育を推進します。

また、いじめを起こさせない、起きた場合には早期発見・早期対応を図る体制づくりを進めるほか、不登校児童対策の充実を図ります。

④ 生涯にわたって学ぶ楽しさと、健やかな体・心を育むことができる

本市は、人生 100 年時代に対応し、市民が生涯にわたり生き生きと社会参加し、地域に貢献する様々な活動に取り組めるよう、学ぶ楽しさを育み、生きがいつくりを支援するための社会教育環境等の充実に努めます。

また、家庭教育や子育てについて学ぶ機会の充実を図るほか、子育て支援や子どもの貧困対策の充実に努めます。

さらに、学校体育や生涯スポーツの充実とともに、市民が健康で生涯にわたり活躍する地域社会を目指して、健康教育・食育の推進を図ります。

⑤ 感性を磨き、ゆとりと潤いのある心豊かな生活を実現できる

本市は、文学、音楽、芸術などに触れる機会の充実等、文化芸術活動を推進し、子どもたち等の感性を磨いていくほか、市民が生涯にわたりゆとりと潤いのある心豊かな生活を実現できるよう、文化芸術に関する情報発信や担い手・支え手への支援、文化施設の機能の充実等に努めます。

⑥ 教員の働きがいがあり、快適に学ぶことができる

本市は、教員にとって働きがいがある環境づくりを図るため、学校における働き方改革を推進するほか、学校施設の防災機能の強化及び計画的・効率的な長寿命化の推進をはじめ、学校施設・設備の充実を計画的に進めます。

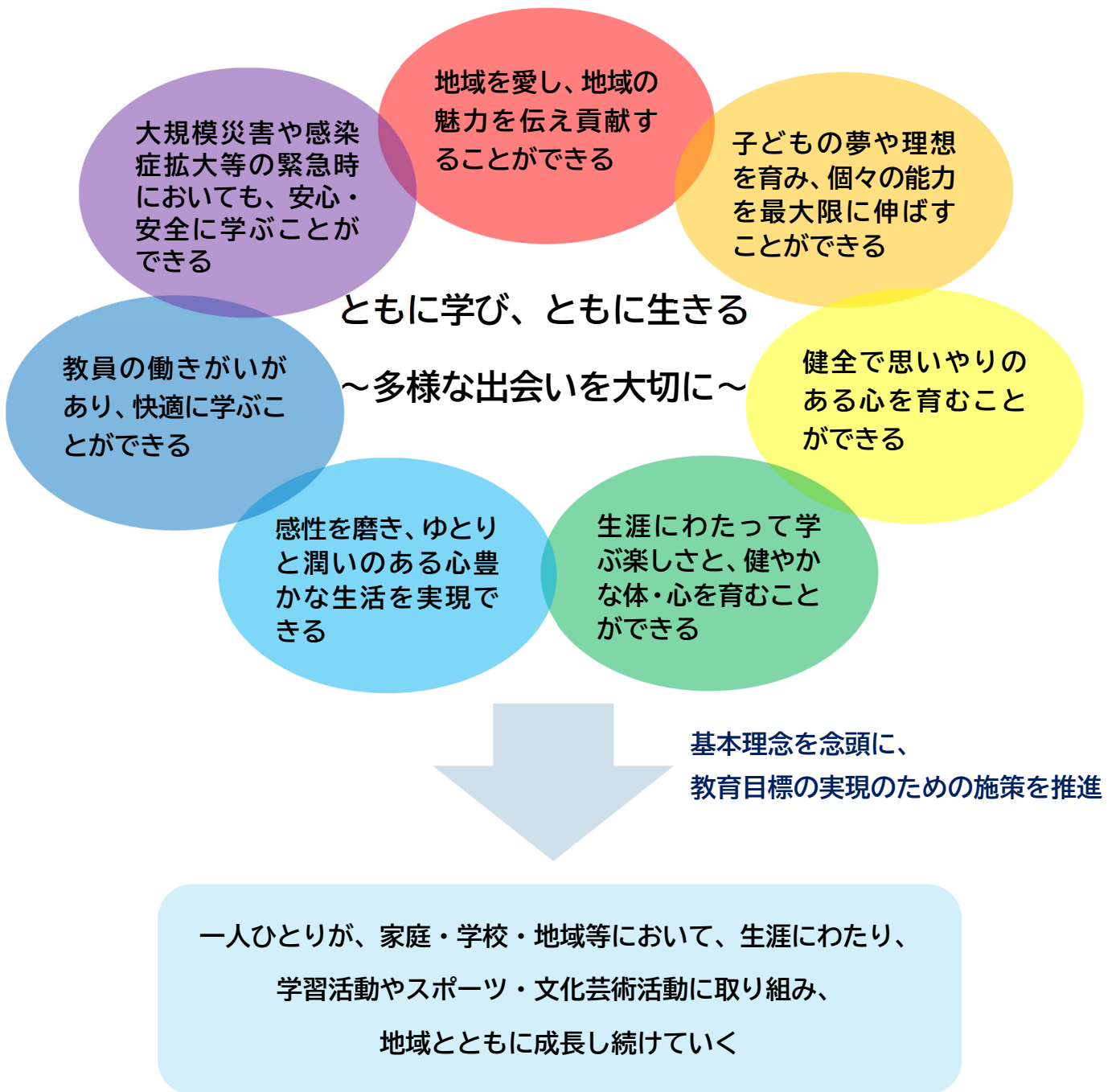
また、教員の資質・能力の向上を支援する組織体制の強化に努めます。

⑦ 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、安心・安全に学ぶことができる

本市は、ICT の活用や「学校の新しい生活様式」に対応した教育環境の整備をはじめ、地震等の大規模災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の緊急時における学びの保障を図ります。

また、国の「第3次学校安全の推進に関する計画」（令和4年3月閣議決定）を踏まえつつ、学校安全・防災教育の推進を図ります。

■本計画の基本理念と「まなび」のあり方（教育目標）



3 施策の体系

「まなび」のあり方 (教育目標)	「まなび」の柱	施策
1 地域を愛し、 地域の魅力を伝 え貢献すること ができる	(1)地域と学校の連携 による目指すべき学校 教育の実現	①「地域とともにある学校づくり」の推進 ②地域人材を生かした授業づくり
	(2)必要な資質・能力 を育む教育課程の推進	①「地域を愛し、地域とともに生きる子ども」の育成 ②子どもたちの「まちづくり」参画への取組
	(3)学校を核とした「ま ちづくり」	①地域学校協働活動の推進 ②地域の様々な主体の教育活動への参画
	(4)郷土の文化財の保 存と継承、活用と魅力 の発信	①文化財の保護と活用、管理、保存等に関する補助 ②郷土資料の収集、保管、調査研究の充実 ③文化財の活用と魅力発信
	(5)郷土愛を育む学習	①郷土の魅力を知る機会の充実
2 子どもの夢や 理想を育み、個々 の能力を最大限 に伸ばすことが できる	(6)主体的・対話的で 深い学びの推進ときめ 細かな指導の充実	①主体的・対話的で深い学びの推進 ②少人数教育等のきめ細やかな指導の充実 ③個別最適な学びの保障
	(7)情報活用能力の育 成と ICT 活用教育の 推進	①情報活用能力の育成 ②ICT を活用した個別最適な学びと社会とつなが る協働的な学びの実現 ③児童生徒の学びや教職員を支える ICT 教育環境 の充実
	(8)SDGs の理念を踏 まえた教育の推進	①SDGs についての学習の推進
	(9)地域資源を活用し た理科教育の推進	①理科の授業の充実 ②探究型学習の推進
	(10)キャリア教育の充 実	①発達段階の成長課題に応じたキャリア教育の充実 ②キャリア教育推進体制の充実
	(11)外国語教育の充実	①英語教育等の充実 ②教員の研修の充実
	(12)特別支援教育の充 実	①多様な学びの場における支援・指導の充実 ②教員の専門性の向上 ③幼小中高及び市内関係機関との連携 ④幼児期における発達支援の充実 ⑤市立特別支援学校(小中学部)の設置に向けての 検討
	(13)日本語指導が必要 な児童生徒等への支援 の充実	①外国人児童生徒等の受け入れ体制整備の支援 ②日本語指導に関わる教員の資質向上
	(14)幼児教育の充実	①質の高い幼児教育の推進 ②幼保小の連携

「まなび」のあり方 (教育目標)	「まなび」の柱	施策	
3 健全で思いやりのある心を育むことができる	(15) 道徳教育の充実	①「特別の教科道徳」を核にした道徳教育の推進	
	(16) 人権教育・多様性理解の推進	①人権教育・多様性理解の推進	
	(17) いじめへの対応の充実	①いじめを起こさせない指導の充実と児童生徒の社会性の育成 ②早期発見・早期対応のための取組や相談体制の充実	
	(18) 不登校児童生徒への対応の充実	①学校等の取組の充実 ②不登校に関する相談体制の充実 ③家庭への援助 ④多様な教育機会の確保	
4 生涯にわたって学ぶ楽しさと、健やかな体・心を育むことができる	(19) 社会教育の推進	①ニーズに応じた学びの提供 ②学習活動に参加しやすい環境・施設整備の推進 ③学びに関する情報や魅力の発信 ④活動団体への支援と指導者の育成 ⑤読書に親しむ環境、図書館機能の充実	
	(20) 家庭教育・子育て支援、子どもの貧困対策の充実	①家庭教育や子育てについて学ぶ機会の充実 ②子育て家庭への支援 ③貧困状態にある子どもたちへの支援 ④生活困窮世帯への教育格差の解消	
	(21) 学校体育・生涯スポーツの充実	①学校体育の 充実 ②地域におけるスポーツ機会の充実 ③体育・運動施設の機能の充実	
	(22) 健康教育・食育の推進	①心身の健康づくりの充実 ②学校等における食育の充実	
	5 感性を磨き、ゆとりと潤いのある心豊かな生活を実現できる	(23) 文化芸術活動の推進	①芸術の創造・発信と文化芸術の担い手・支え手への支援
			②文化施設の機能の充実
6 教員の働きがいがあり、快適に学ぶことができる	(24) 学校における働き方改革の推進	①「学校の業務であるものの必ずしも教諭等が担う必要のない業務」「基本的には学校以外が担うべき業務」への対応 ②ICTの活用による業務改善 ③学校の役割の明確化及び教職員の職務の見直し	
	(25) 教員の資質向上	①教員の資質・能力の向上を支援する組織体制の強化	
	(26) 学校施設・設備の充実	①学校施設の安全・防災機能の強化及び計画的・効率的な長寿命化の推進 ②快適な教育環境の実現 ③ICT 機器等の教育環境の整備の推進	
7 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、安心・安全に学ぶことができる	(27) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障	①ICTを活用した学びの保障 ②学校における心のケア実施体制の充実 ③保健衛生対策の充実 ④各学校における危機管理マニュアル等の見直し	
	(28) 学校安全・防災教育の推進	①学校安全・防災に向けた実践的な活動の充実 ②学校安全・防災に関する学びの充実と人材の育成	

第2章 基本計画 ～施策の展開～

本計画は、基本理念を念頭に、7つの「まなび」のあり方（教育目標）の実現に向けて、「まなび」の柱を設定し、施策を展開します。

1 地域を愛し、地域の魅力を伝え貢献することができる

●市の施策の現状

本市は、コミュニティ・スクール（「学校運営協議会制度」を導入した学校）の設置計画を策定しており、順次、学校運営協議会制度を導入し、地域や保護者と学校が一緒になって義務教育の9年間を通じた教育を考える取組を進めています。令和4年度に西浦中学校区の小中学校、令和5年度に蒲郡・塩津・形原中学校区の小中学校での設置を計画し、令和6年度には中部中学校区、三谷中学校区、大塚中学校区の小中学校に設置する予定です。

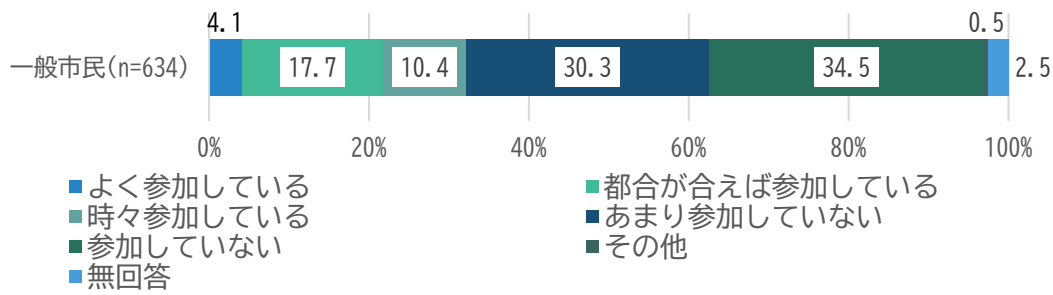
また、学校や公民館等に「地域学校協働本部」を設置し、統括コーディネーターや地域学校協働活動推進員が地域住民や企業の中から登録していただいた「がまいくパートナー」と学校をつなげながら、地域の方々が主体的に教育活動に参画していく地域学校協働活動を進めており、**学校を核としたまちづくり**を目指しています。

一方、次世代につなげるべき文化財の保護等については、「蒲郡市文化財保護条例」に基づく文化財管理者の負担軽減をはじめ、文化財の適切な維持に向けた支援を行っているほか、博物館において郷土資料の収集、保管（整理・燻蒸等）、調査研究を行い、郷土に対する理解・関心の向上、学習への活用を図っています。

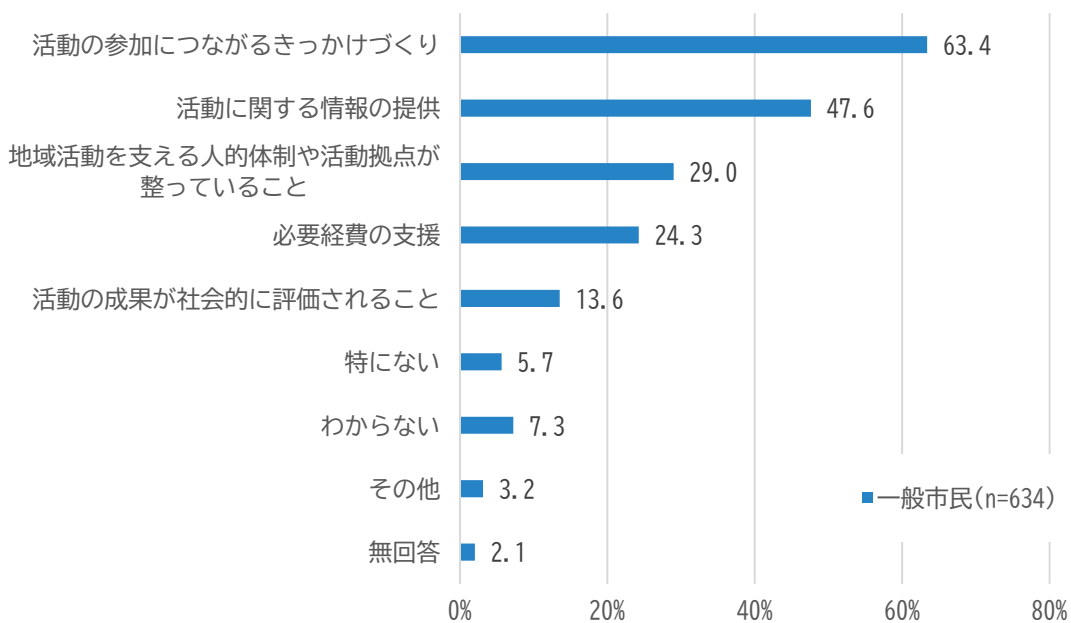
●蒲郡市の教育に関するアンケート調査（令和3年度）に基づくニーズ等

- 一般市民の地域活動への参加率（よく・都合が合えば・時々参加している）は約3割です。
- 地域活動への参加に必要なことの上位2つは、「活動の参加につながるきっかけづくり」と「活動に関する情報の提供」です。
- 蒲郡の歴史や文化財を次世代に伝えることについて、一般市民の8割以上が「次世代に伝えるべきだと思う」、「どちらかといえば、次世代に伝えるべきだと思う」と回答しています。

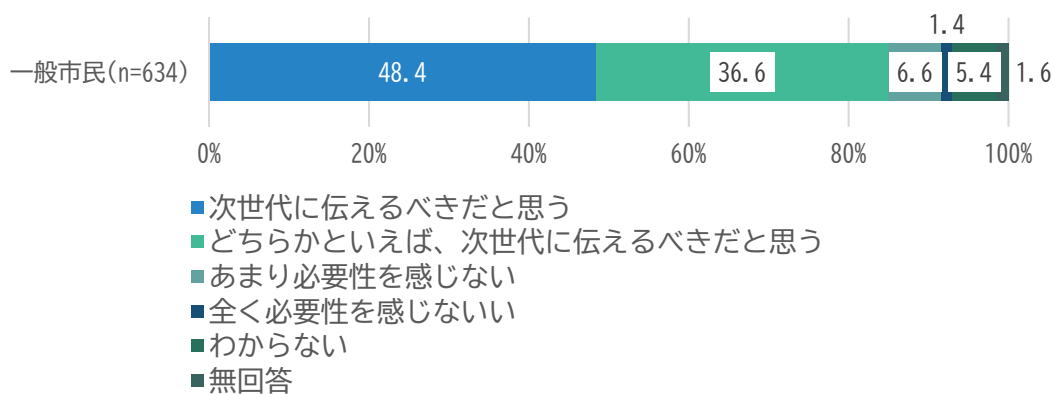
【一般市民調査】あなたは日ごろ、地域活動に参加していますか？



【一般市民調査】多くの人が地域活動に参加するためにはどのようなことが必要だと思いますか？



【一般市民調査】あなたは、蒲郡の歴史や文化財を次世代に伝えることの必要性について、どう思いますか？



●施策の展開

(1)地域と学校の連携による目指すべき学校教育の実現



地域と学校が、子どもたちや地域の未来、様々な課題について共通認識を持ち、目標やビジョンを共有するとともに、多様な地域の人材が学校教育に関わることで、子どもたちの教育を通じた「未来のまちづくり」を進めます。

【現状と課題】

- コミュニティ・スクールとは「学校運営協議会制度」を導入した学校のことです。本市は中学校区で学校運営協議会制度を導入し、小中学校が連携して義務教育の9年間を通じた教育を地域と一緒に考えています。
- 各地区（学校）において、コミュニティ・スクールに対する認識や考え方の共有化を図っていく必要があります。

【施策の方針】

① 「地域とともにある学校づくり」の推進（学校教育課）

- 学校運営協議会を通じて、地域と学校が「育てたい子どもの姿」を共有し、それぞれが主体的に子どもたちの教育を通じた「未来のまちづくり」を進めます。
- 学校運営協議会を通じて、地域と学校が信頼関係を深めながら、地域の創意工夫と特色ある教育を通じた「地域とともにある学校づくり」を推進します。
〈学校運営協議会設置計画〉
令和4年度 西浦中学校区
令和5年度 蒲郡中学校区、塩津中学校区、形原中学校区
令和6年度 中部中学校区、三谷中学校区、大塚中学校区
- 目指す教育のビジョンを共有するため、市内の高等学校や大学との連携も視野に入れて、学校運営協議会の運営を図ります。

② 地域人材を生かした授業づくり（学校教育課）

- 子どもたちが授業の中で、地域の人たちから、より深く地域の実情や課題を学ぶことにより、課題解決に対して創意工夫する意欲や関心を向上させていきます。

(2) 必要な資質・能力を育む教育課程の推進

児童生徒にとって必要な資質・能力を育むにあたり、地域の特色を生かしながら、義務教育の9年間を見通した教育課程の実現と推進を図ります。

【現状と課題】

- 「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を社会と共有し、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力を子どもたちに育むことが求められています。
- 少子化の状況を踏まえて、令和3年3月に「蒲郡市小中学校規模適正化方針」を策定しており、適正化の対応策の一つとして「小中一貫教育の導入」をあげています。
- 小中一貫教育の導入にあたっては、長い期間で児童生徒の成長を支えることができる、継続的な学校と地域の連携・協働体制の構築が図れることなど、各地区や学校間で認識の共有化を図っていく必要があります。
- 少子化の中で学校の枠組みや学校配置を見直していくことが求められています。

【施策の方針】

① 「地域を愛し、地域とともに生きる子ども」の育成（学校教育課）

- 地域の特色を生かした教育課程を柱とし、小中学校が育てたい子どもの姿を地域と共有し、ともに育活動を行うことにより、地域を愛し、地域とともに生きる子どもを育てます。

② 子どもたちの「まちづくり」参画への取組（学校教育課）

- 教育課程の中で、子どもたちが主体的に「まちづくり」について考え、地域や社会に貢献したいと思える子どもを育てます。

③ 小中一貫教育の推進（学校教育課）

- 小中一貫教育に関する方針を定め、義務教育の9年間を通じた教育活動を行っていきます。
- 合築する西浦小中学校を「義務教育学校」とし、その良さを生かした教育課程を検討していきます。

(3) 学校を核とした「まちづくり」



社会に開かれた学校文化の創造に向けて、地域の貴重な財産である学校を「学びや地域づくりの拠点」のひとつとして、地域が主体的に様々な教育活動に参画することにより、人と人を結ぶ「まちづくり」を進めていきます。

【現状と課題】

- 幅広い地域住民が、学校とともに地域の子どもたちと一緒に育てる「パートナー」として様々な教育活動に主体的に参画し、子どもたちと共に学びを深め、広げていく地域学校協働活動を推進しています。
- 新たな活動の展開にあたっては、児童生徒や保護者にとって安心できる学校生活の実現や教員の負担軽減につながるような取組が必要です。
- 地域学校協働活動の推進は、市民の理解を深めていくため、粘り強く啓発活動を継続していく必要があります。

【施策の方針】

① 地域学校協働活動の推進（学校教育課、生涯学習課）

- 地域学校協働本部の整備により、保護者や地域住民等と連携・協働して教育活動を行う体制の構築を図ります。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めていきます。

② 地域の様々な主体の教育活動への参画（学校教育課、生涯学習課）

- 地域の高齢者、成人、学生、保護者、NPO、民間企業・団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、教育活動を推進します。
- 地域学校協働活動推進員等を対象とした研修の充実を図り、活動に参画する人材の育成を図ります。

(4)郷土の文化財の保存と継承、活用と魅力の発信



郷土の文化や歴史に誇りをもち、次世代へ継承する活動を推進するとともに、文化財の価値を高めるため、文化財と地域の魅力を広く情報発信します。

【現状と課題】

- 「蒲郡市文化財保護条例」に基づき、補助金を交付し、文化財管理者の負担軽減を図っています。
- 文化財防火デーにおける防火訓練を毎年行っています。
- 博物館の収集保管場所の収容能力には限りがあるため、資料等を厳選して受け入れている状況です。修復が必要な資料についての対応が課題となっています。

【施策の方針】

① 文化財の保護と活用、管理、保存等に関する補助（博物館）

- 市内に遺る文化財について、誇りをもち次世代へ引き継げるよう、保護と活用を図ります。
- 文化財が適切に維持されるよう、管理者に対する助言や補助金交付等を行います。

② 郷土資料の収集、保管、調査研究の充実（博物館）

- 蒲郡ゆかりの資料（美術作品であれば蒲郡を題材にしたもの等）を収集、保管し、それらに関する調査研究を進めます。
- 資料の活用・収納の効率が向上するよう再整理を進めるとともに、適切な収集保管場所の確保に努めます。

③ 文化財の活用と魅力発信（博物館）

- 修復が必要とされる資料には適切な方法で修復を施し、利用可能な状態にして活用します。
- 企画展や講座の開催を通じて、文化財や地域の魅力を広く発信し、次世代に守り伝えていく意識を高めます。
- 博物館をより身近に感じてもらうために歴史資料のデジタルアーカイブ化等、提供方法の多様化を推進していきます。

(5)郷土愛を育む学習



海や山などの自然の豊かさをはじめ、郷土の魅力を認識し、郷土への興味と理解を深め、郷土愛を育む機会を提供します。

【現状と課題】

- 三河湾環境チャレンジや里山自然観察会をはじめ、子どもたちなどが海や里山の自然に触れ、環境保全の大切さについて理解を深める活動を実施しており、体験や学習を通じた郷土愛を育む教育を推進する必要があります。
- 海辺の文学記念館において、大正・昭和初期の蒲郡の観光文化についての展示やイベントを行い、郷土の魅力や蒲郡にゆかりのある文化の発信をしています。

【施策の方針】

① 郷土の魅力を知る機会の充実（博物館、生涯学習課）

- 子どもたちが自分の町の魅力を発見し、郷土愛を育むために、地域資源（地域住民、産業、自然、観光など）を生かした多様な体験や学習の機会を提供します。
- 調べ学習が簡単に行えるよう、市立図書館のレファレンス機能の充実に努めます。
- フィールドワークを開催し、蒲郡の自然の豊かさや大切さを学び、郷土愛を育む機会を提供します。

2 子どもの夢や理想を育み、個々の能力を最大限に伸ばすことができる

●市の施策の現状

本市は、小学校1年生から中学校3年生までの全学年で少人数（35人）学級を実現するなど、児童生徒個々の能力を最大限に伸ばすための教育環境の整備に注力しています。

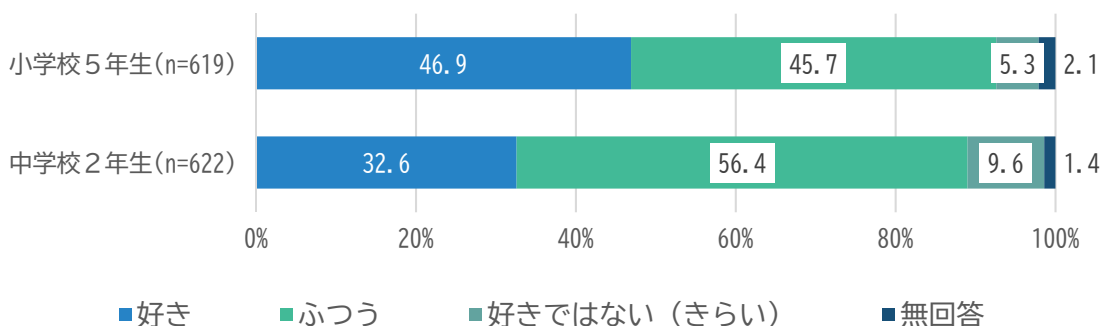
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も踏まえつつ、教育の情報化を推進しており、令和2年度時点で全国や県の平均値を上回る教育用コンピュータの配布と普通教室への無線LAN整備等を進めました。

さらに、各小中学校と「生命の海科学館」との連携による理科教育の推進をはじめ、特徴ある教育活動を学校と地域が一体となって推進しているほか、特別な支援や配慮、指導を必要とする児童生徒が増加している中で、個別の支援計画に基づく適切な支援の実施や、外国人児童生徒等の受け入れ体制整備に努めており、一人ひとりの教育ニーズに応じた教育活動の実施を図っています。

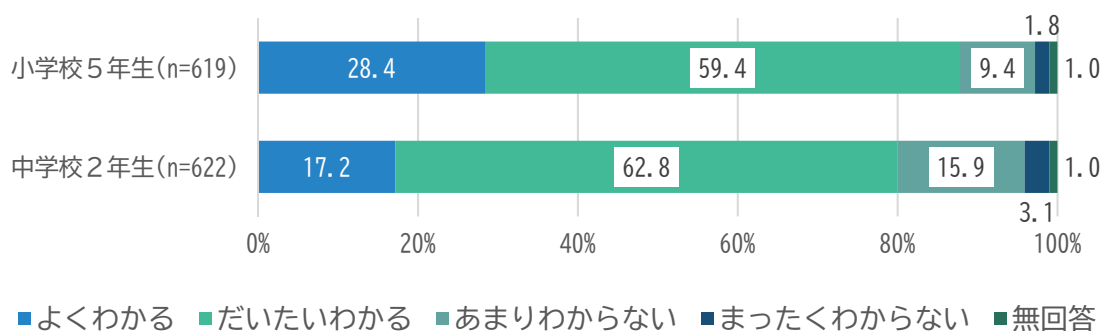
●蒲郡市の教育に関するアンケート調査（令和3年度）に基づくニーズ等

- 学校に対する肯定感（学校が好き、授業がわかる等）は、小学校5年生で比較的高く、中学校2年生では低下しています。
- 保護者が学校に期待する教育や指導の上位2つは、「学ぶ楽しさや喜びを通して学習意欲を高める」と「各教科の基礎的な学力の定着」であり、いずれも回答率6割以上となっています。
- 市の学校教育施策で保護者が最も重要視しているものは「少人数学級制度の継続」です。
- 一般市民の7割以上が、環境問題や自然科学に関する学習を重要視しています。

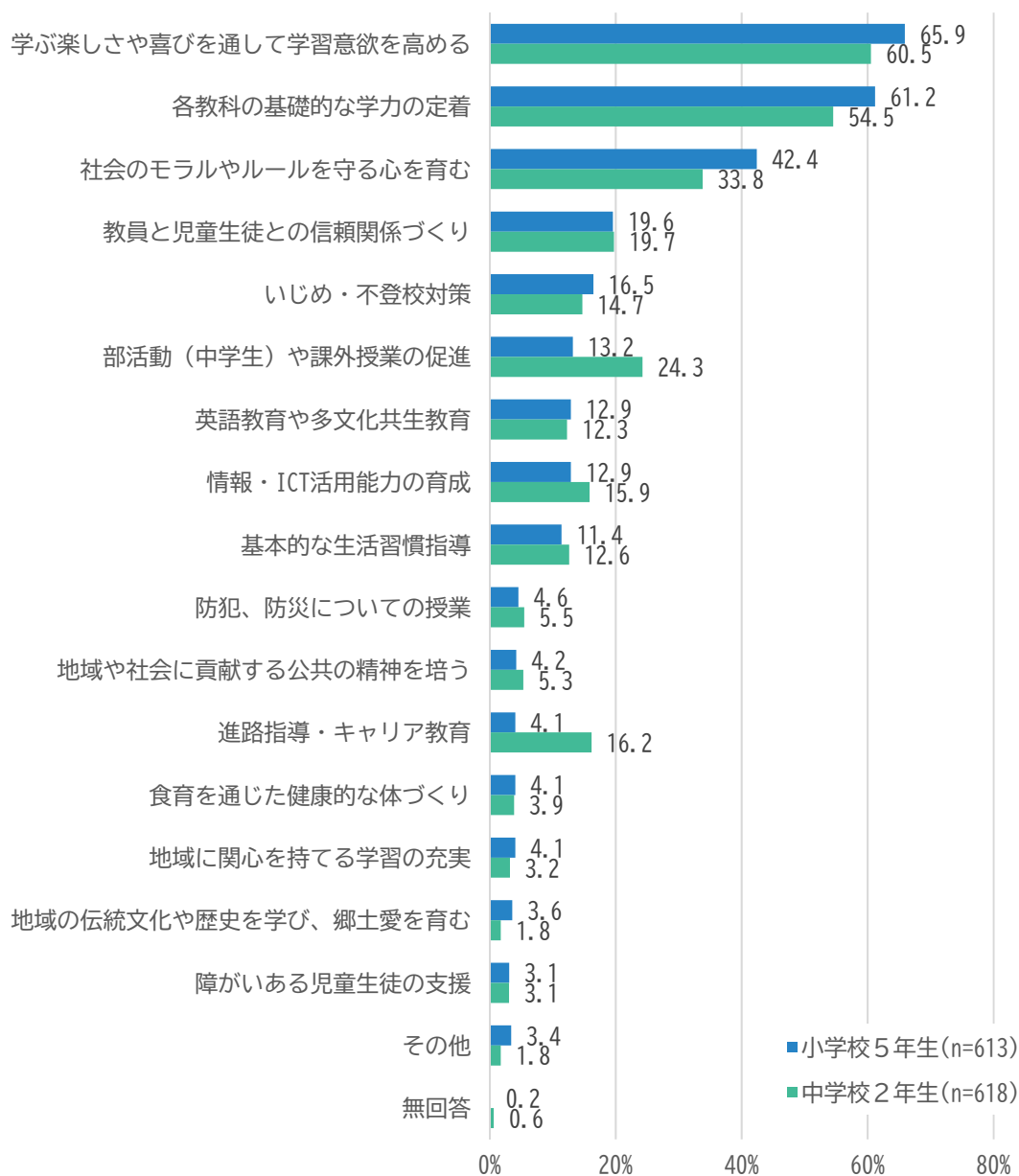
【小中学生調査】あなたは、あなたの学校が好きですか？



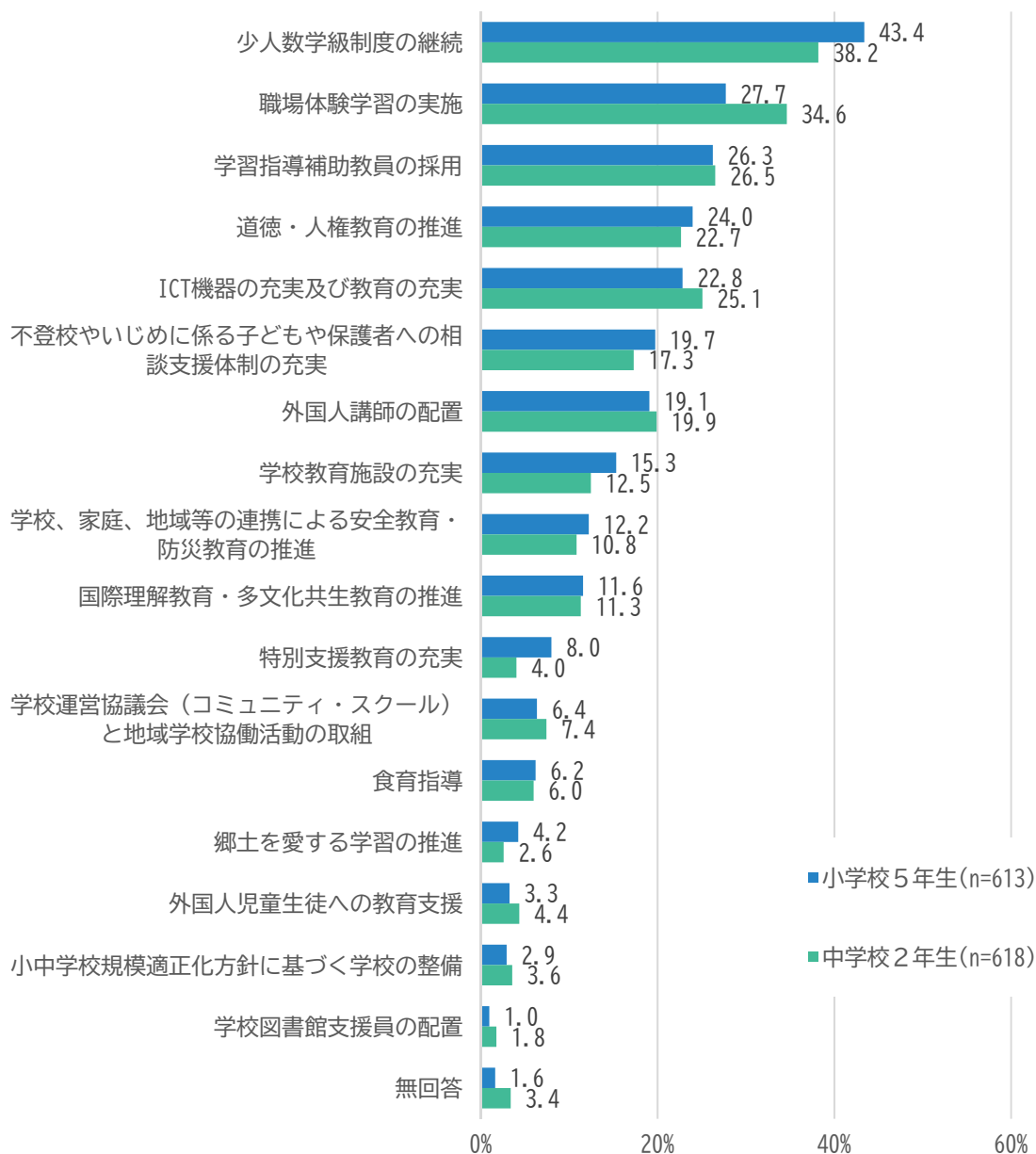
【小中学生調査】あなたは、学校の授業がどの程度わかりますか？



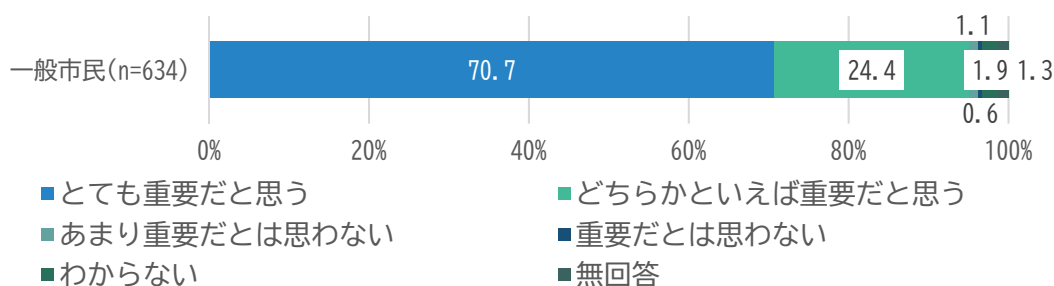
【保護者調査】学校に期待する教育や指導は何ですか？



【保護者調査】蒲郡市が現在行っている学校教育施策について、重要だと思うことはどれですか？



【一般市民調査】子どもたちが環境問題や自然科学について学ぶことは重要だと思いますか？



●施策の展開

(6)主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実



将来の変化を予測することが困難な時代にあっても、未来に向けて自らの人生を切り拓く子どもたちを育むため、主体的・対話的で深い学びの推進と、一人ひとりの個性を尊重したきめ細かな指導の充実を図ります。

【現状と課題】

- 現職研修の主題を踏まえて作成した研究内容に基づき、各学校で作成した研修の主題に沿って授業を実施しています。
- 小学校1年生から中学校3年生までの全学年で少人数(35人)学級を実施しています。
- 小学校において、低学年での落ち着いた授業の展開をはじめ、安定した教育活動を行い、学習能力の向上を図るためには、児童に寄り添い、落ち着いた学習を支える支援員の増員が課題となっています。

【施策の方針】

① 主体的・対話的で深い学びの推進 (学校教育課)

- 児童生徒が、習得・活用・探究の学びの過程の中で、自ら課題を見つけて粘り強く取り組み、仲間と考え合って自らの認識を新たに、知識を関連づけて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したりするなど、創造的な活動をする授業を推進します。
- 児童生徒の実際の状況を踏まえながら、資質・能力を育成するために多様な学習活動を組み合わせた授業改善を推進します。

② 少人数教育等のきめ細やかな指導の充実 (学校教育課)

- 少人数学級を中学校3年生まで継続して実施します。
- 小学校低学年に必要な数の低学年支援員を配置し、落ち着いた学習ができるための支援をします。

③ 個別最適な学びの保障（学校教育課）

- 児童生徒が自らの学習状況を把握し、主体的に学習を調整できるよう以下のように学習環境を整えます。
 - ◆ 「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向けて、教育データを収集し、学習履歴を活用した指導・支援をするなど、個別最適な学びの保障を推進します。
 - ◆ 1人1台端末での学習を進め、学習履歴の活用をすすめるとともに、災害時や感染症発生時における臨時休業日の際に、家庭とオンラインでつなぐ学習支援として学びの保障にも活用します。
 - ◆ 々の児童生徒に応じて異なる方法でも学習を進められるよう指導の個別化に努めます。
 - ◆ 個々の児童生徒の興味関心等に応じた異なる目標に向けて、学習を深め、広げられるよう学習の個別化を図ります。

(7) 情報活用能力の育成と ICT 活用教育の推進

Society5.0 の時代に向けて、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力として位置づけ、その育成を図るとともに、国の GIGA スクール構想等により整備された ICT 環境を適切に活用した教育活動の推進を図ります。

【現状と課題】

- 1人1台端末を活用できる授業を計画的に推進していくために、ICT 支援員を活用し各学校が必要とする支援を実施しています。
- 教員への調査やモデル校での児童生徒の調査から、プログラミング力は高い一方、情報活用能力における情報モラルと情報活用の向上が課題となっています。
- タブレット端末やインターネット等を利用して、児童生徒が必要な情報を収集したり、クラウドソフトを利用して学習の成果をまとめ表現したりすることができています。
- 教員に対して、電子会議システムを利用して、児童生徒が必要な人とオンラインでつながり、学習を進めることができる環境を整備しており、その必要性の認識や有効活用を広めていく必要があります。
- 教員に対して、タブレット端末を活かした学習を進めるために必要な研修を実施しており、研修時間の確保が課題となっています。
- インターネット環境は整備できており、児童生徒がタブレット端末を利用して調べ学習を行っています。

【施策の方針】

① 情報活用能力の育成（学校教育課）

- 児童生徒が、ICT を活用し、情報の収集、整理、比較、発信、共有等を行うことができるよう、様々な教科において、情報活用能力を育成していきます。
- 発達の段階に即して情報活用能力が系統的に育成されるよう、小中学校、高等学校を見通したプログラミング教育が展開できるように学校を支援します。
- 児童生徒が、興味・関心を持ちながら、情報モラル、情報セキュリティを学ぶことができるよう、ICT 支援員を活用した教材の導入、指導方法の研究、実践を進めます。

② ICT を活用した個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの実現（学校教育課）

- ICT 支援員を活用して、児童生徒個々の学びの目的に沿った追究を支援します。
- クラウドソフト等を活用して、仲間や地域内外の人、事業所等とつながる学習を支援します。

③ 児童生徒の学びや教員を支える ICT 教育環境の充実（学校教育課、教育政策課）

- 1人1台端末に対応したデジタル教科書・教材等の導入など、国や最新技術の動向を踏まえながら、ICT環境の充実に努めます。
- 教員を対象としたICT活用研修において、研修内容や支援の方法を工夫し、ICT活用に向けた教員の技量の向上と意識改革を図ります。
- 教員研修や会議などの運営方法について、オンライン形式による開催を含め、見直しを検討します。

(8) SDGs の理念を踏まえた教育の推進

一人ひとりが持続可能な社会の創り手となることができるよう、SDGs の理念を踏まえて、学校の中だけでなく家庭や地域などの社会と連携・協働した教育を推進します。

【現状と課題】

- 市内の半数の学校で理科や社会での学習のほか、総合的な学習の時間を利用して、教科横断的に SDGs に関わる内容を実践しています。
- SDGs 推進事業として、市民参加のワークショップを通して「がまごおりじなる SDGs すごろく」を作成し、市民の SDGs に関する意識の向上に努めています。

【施策の方針】

① SDGs についての学習の推進（企画政策課、学校教育課）

- SDGs の理念を取り入れた新たな ESD（持続可能な開発のための教育）の視点に立った学習指導や教員研修を充実します。
- 一人ひとりが SDGs を理解し、その普及や実現に貢献できるように出前講座等の学び場の開催等に取り組みます。
- 各学校における総合的な学習の時間を通して、持続可能な開発目標である SDGs の視点を踏まえた学びに取り組みます。
- 各教科及び教科横断的に総合的な学習の時間での SDGs への関心・理解を高め、学びを身近な生活や家庭・地域へとつなげる実践力を培う学習の推進を図ります。

(9) 地域資源を活用した理科教育の推進

自然科学に興味を抱く子どもたちが増えるよう、学校と生命の海科学館との連携を深めるとともに、学習環境や理科指導の充実を図ります。

【現状と課題】

- 生命の海科学館には理科教育を支援するための学習資源が豊富にあり、その資源を有効に活用するための仕組みや、学校と生命の海科学館との連携を支える基盤の整備が必要です。
- 教員と学芸員の「理念の共有と相互理解」と「連携体制の構築」が必要です。
- 生命の海科学館は、理科教育支援用に展示解説ツールや教材、教育用プログラムなどを開発しており、それらの学校への周知や情報共有が課題となっているほか、支援は学校からの要望に個別に対応しており、探求型学習に関する学校全体のニーズ把握が必要です。

【施策の方針】

① 理科の授業の充実（学校教育課、生涯学習課）

- 理科教育設備の充実を図り、観察・実験などを通して実物に触れて、探究的な学習を実施することができる学習環境を整備します。
- 学校教育と生命の海科学館における学習活動の理念の共有、相互理解を図ります。
- 生命の海科学館の施設や学芸員が開発した教材を活用したり、学芸員とともに授業を実施したりするなど、生命の海科学館と学校が連携した授業を推進します。

② 探究型学習の推進（学校教育課、生涯学習課）

- 理科の授業や総合的な学習の時間に活用できる展示やプログラムの充実を図ります。また、学習指導要領に沿った展示見学ワークシート等の補助ツールを開発するほか、教員研修プログラムを用意し、生命の海科学館の効果的な活用について、小学校から高等学校まで広く周知します。
- 訪問授業やオンライン授業のプログラムを開発し、来館だけではない生命の海科学館の活用方法についても、学校との協働による開発を行います。
- 児童生徒の発達段階に応じた定例講座や理科・科学のワークショップ等の教育活動を行うことで、理科の学習支援を図ります。

(10) キャリア教育の充実

子どもたちが社会生活における自らの役割や、働くこと、夢を持つことの大切さの理解、そして社会性、自主性・自律性、関心・意欲などを養うことができるよう、キャリア教育・職業教育の充実を図ります。

【現状と課題】

- 小中学校では、キャリア・パスポートを活用したキャリア教育の推進に取り組んでいます。
- 小学校と中学校が別々の目標でキャリア教育に取り組んでいるため、中学校区ごとに高校までを視野に入れたキャリア教育の見通しが必要となっています。

【施策の方針】

① 発達段階の成長課題に応じたキャリア教育の充実（学校教育課）

- 小学校、中学校、高等学校と続く学校の段階ごとに、様々なキャリア教育に関する事業を系統的に展開し、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた諸能力と望ましい勤労観・職業観を育みます。

② キャリア教育推進体制の充実（学校教育課）

- 市から学校に各種補助金（キャリアスクールプロジェクト事業補助金など）を支給することにより、研究活動の支援を図ります。
- キャリア教育を進めるにあたり、子どもたちに必要な出会いや体験を実施するための魅力ある人材発掘を地域学校協働本部や商工会議所、公共施設との連携を進めて情報収集していきます。
- 市内の高等学校や専門学校、大学、幼稚園・保育園等と連携し、専門的知識・技能に触れる体験を実施し、児童生徒の生き方への興味関心が広がる教育活動を進めます。

(11)外国語教育の充実

グローバル社会において、主体的に判断し生きていく資質や能力を身に付けることができるよう、語学の習得とコミュニケーション能力の基礎を養う外国語教育の充実を図ります。

【現状と課題】

- 現在4名のALT（外国語指導助手）を任用し、市内全小中学校に派遣しており、児童生徒のコミュニケーション能力を養う一助となっています。
- ALTの派遣が各校週1日（各学級1時間）となっており、コミュニケーション能力を養う時間の拡大が課題となっています。
- 長期休業中に希望する学校に対してALTを派遣し、教員向けの研修を行っています。
- 長期休業中に研修の一つとして、英語教員がALTと協働して小学校英語実技講習会を実施しています。

【施策の方針】

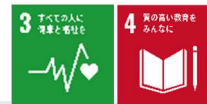
① 英語教育等の充実（学校教育課）

- ALT（外国語指導助手）を任用し、児童生徒が英語等に慣れ親しむことができる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の素地を養います。

② 教員の研修の充実（学校教育課）

- 各学校で長期休業中にALT（外国語指導助手）を積極的に活用し、現職研修の時間を設け、外国語教育についての研修の充実を図ります。

(12)特別支援教育の充実



特別な支援を必要とする児童生徒は年々増加しており、「個別最適な学び」、「協働的な学び」の実現が求められている状況を踏まえつつ、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるための特別支援教育の充実を図ります。

【現状と課題】

- 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒については、個別の支援計画の作成率は高い一方、中学校卒業後の進学等の進路先との情報共有に関して保護者の理解を深める必要があります。(計画等の引継ぎ率が7割程度)。
- 長期休業中に研修として特別支援教育講演会と教育支援講習会を行っています。参加者は、特別支援教育に携わる教員が中心となっていますが、通常学級にも特別な支援を要する児童生徒がいる現状を踏まえ、それ以外の教員に対する研修も必要になっています。
- 市内に県立の特別支援学校は立地していないため、特別な支援を必要とする児童生徒は「豊川特別支援学校」や「豊橋特別支援学校」など、市外の特別支援学校に通っている状況です。特別支援学校は、在籍する児童生徒への指導のみならず、地域の学校・園への助言や教育相談、小中学校の教員に対する研修機能など、地域の特別支援教育を推進する拠点であり、大きな役割を担っています。
- 就学にあたり、就学支援相談員を中心に幼稚園や保育園、認定こども園、療育施設との連携を図りながら、保護者との面談を進めることで、保護者の思いに寄り添いながら学びの場を決定することができています。
- 就学以降においては、他機関との連携が十分でできていないため、スクールソーシャルワーカー等の人的配置が必要です。

【施策の方針】

① 多様な学びの場における支援・指導の充実（学校教育課）

- 支援の必要な児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善するため、個別の支援計画を活用した適切な支援を行います。
- 一人ひとりの教育的ニーズに対応するために、必要な数の特別支援補助員を配置します。

② 教員の専門性の向上（学校教育課）

- 長期休業中に専門家による講演会や実技を伴う教育支援講習会を実施し、特別支援教育に対する教員の専門性の向上を図ります。

③ 幼小中高及び市内関係機関との連携（学校教育課、子育て支援課）

- スクールソーシャルワーカーを小中学校に配置し、特別な支援を必要とする児童生徒への切れ目のない支援を行うために、幼稚園・保育園・認定こども園・高等学校・療育施設等や市内関連事業所との連携を図ります。

④ 幼児期における発達支援の充実（学校教育課、子育て支援課、福祉課）

- 児童発達支援センター「にこりん」を中心に、蒲郡市障がい者支援センターなどの近隣の福祉事業所と連携しながら、幼児期における児童発達支援や保育所等訪問などの充実に努めます。

⑤ 市立特別支援学校（小中学部）の設置に向けての検討（学校教育課、教育政策課）

- 市立特別支援学校（小中学部）のあり方（基本方針）を策定します。
- 小中学部からの空白のない支援体制の確保を目指すため、高等部の設置を県に要望していきます。
- 設置に向けての検討にあたっては、インクルーシブ教育の実現、地域に開かれた学校づくり、地域の障がい理解の促進、障がいの状況に応じた合理的配慮のあり方等もテーマとします。

(13)日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実



日本語指導が必要な児童生徒が年々増加しており、全ての子どもたちが学校生活に適應し、安心して学校生活を送ることができるとともに、日本語を用いて学習に取り組めるよう支援の充実を図ります。

【現状と課題】

- 日本語初期指導教室は塩津地区で行っており、他地区からは保護者が送迎できないと児童が通うことができない状況です。
- 日本語適應学級担当者に対しての継続的な日本語指導力の資質向上を目指す研修の充実が必要です。

【施策の方針】

① 外国人児童生徒等の受け入れ体制整備の支援（学校教育課）

- 初期の日本語指導、生活指導、教科指導の補充、保護者との連携及び書類の翻訳などを行い、日本での生活を補助します。
- 日本語初期適應指導教室「きぼう」において、日本に来て間もない日本語教育を必要とする児童生徒のため、最初期の日本語指導、学校生活への適應支援を行い、日本での生活を補助します。

② 日本語指導に関わる教員の資質向上（学校教育課）

- 日本語適應学級担当、語学補助員、外国人児童生徒等教育担当者（日本語指導を実施及びコーディネートする教員）研修を実施し、資質向上を図ります。

(14) 幼児教育の充実

基本的な生活習慣、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を育み、幼児期にふさわしい知的発達を促す体験の一層の充実とともに、小学校教育との連携・接続の強化など、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図ります。

【現状と課題】

- 市内の幼稚園及び認定こども園、市外の幼稚園と情報共有を図りながら、幼児教育を推進しています。
- 幼児の発達についての情報共有を各園と小学校とで行っています。
- 幼稚園・保育園・認定子ども園等は小学校の教育課程について、小学校は幼稚園の教育や保育園等の保育について、さらなる相互理解が必要です。

【施策の方針】

① 質の高い幼児教育の推進（学校教育課、子育て支援課）

- 幼児一人ひとりの発達を見通しながら、遊びや生活の中で、幼児が主体性を十分に発揮し、幼児期において育みたい資質・能力を育成できるよう質の高い教育を推進します。
- 幼児の発達を考慮しながら幼児の触接的、具体的な体験をさらに豊かにする取組を行います。
- 幼稚園教諭に対して効果的な研修を行い、幼児教育に係る様々な知識・技術だけでなく、地域の子育て支援や多様なニーズに対応できる専門性・実践力などの資質・能力の向上を図ります。

② 幼保小の連携（学校教育課、子育て支援課）

- 地域や小学校区の実情に応じて、幼稚園・保育園・認定こども園等と小学校が連携し、幼児児童理解を目的とした協議会等の開催に取り組みます。
- 就学を控えた幼児の様子について、小学校と連絡を取り合い、情報共有に努めます。
- 今後、保育園と合築した学校については、これまで以上に相互の連携を深め、保小が一体的な教育を進めます。

3 健全で思いやりのある心を育むことができる

●市の施策の現状

本市は、各校に道徳教育推進教師を位置づけるなど、児童生徒の健全な心を育み、人権や多様性に関する理解を深めるための道徳教育に力を入れています。

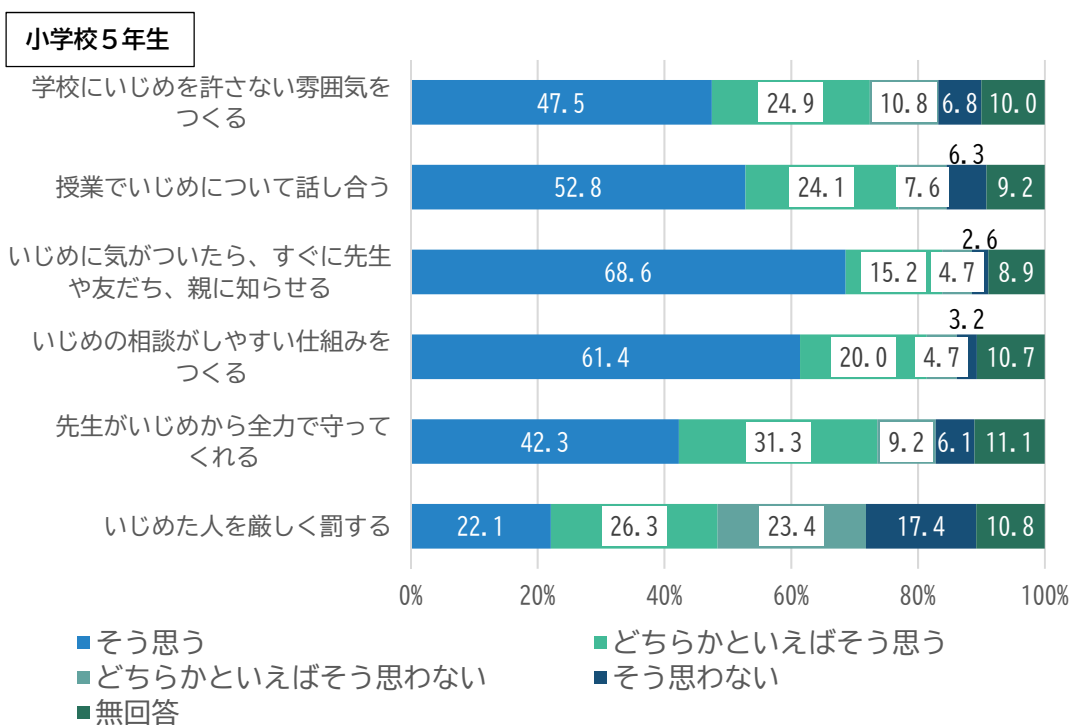
また、平成 29 年度に策定した「蒲郡市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題を協議する「いじめ問題対策連絡協議会」の設置をはじめ、いじめの予防や早期発見・早期対応、相談体制の充実に努めていますが、小学校でのいじめの発生件数が増加するなど、問題への対策の充実にさらに進める必要があります。

そのほか、全小中学校で「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、組織的に対応を行うなど、児童生徒が安心して教育を受けられる環境づくりを進めていますが、その一方で中学校では不登校児童が増加しており、問題を抱える児童生徒及びその家族への支援を図っている適応指導教室「あすなろ教室」をはじめとする相談体制の充実や、不登校児童を含めて、誰一人取り残さない教育環境づくりが求められている現状です。

●蒲郡市の教育に関するアンケート調査（令和3年度）に基づくニーズ等

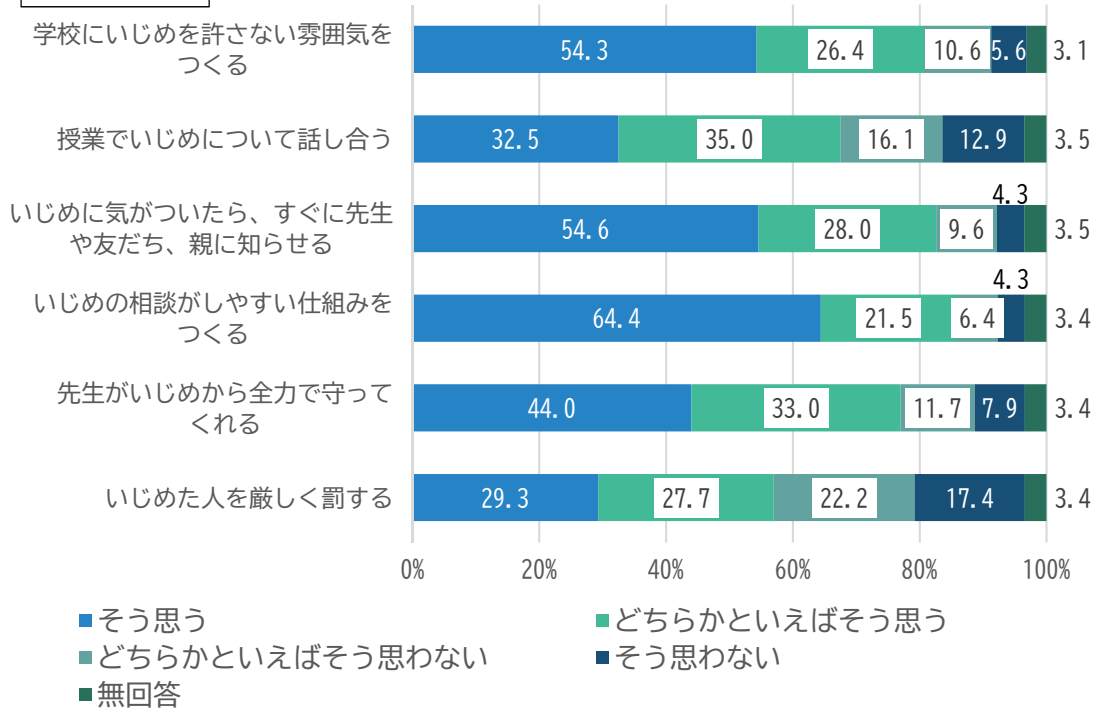
- 小中学生は、いじめ防止・解決にあたり、気づいたら周囲に知らせることや相談しやすい仕組みを重要視しています。
- 困りごとや悩みは、中学校2年生で回答率の上昇が顕著で、特に「勉強のこと」、「進路や将来のこと」です。
- 困りごとや悩みの相談相手は、小学校5年生、中学校2年生いずれも「母親」が最上位で、中学校2年生では「友達」の割合が上昇する一方、「学校の先生」の割合は低下しています。

【小中学生調査】あなたはどうしたらいじめを減らしたり、解決できると思いますか？

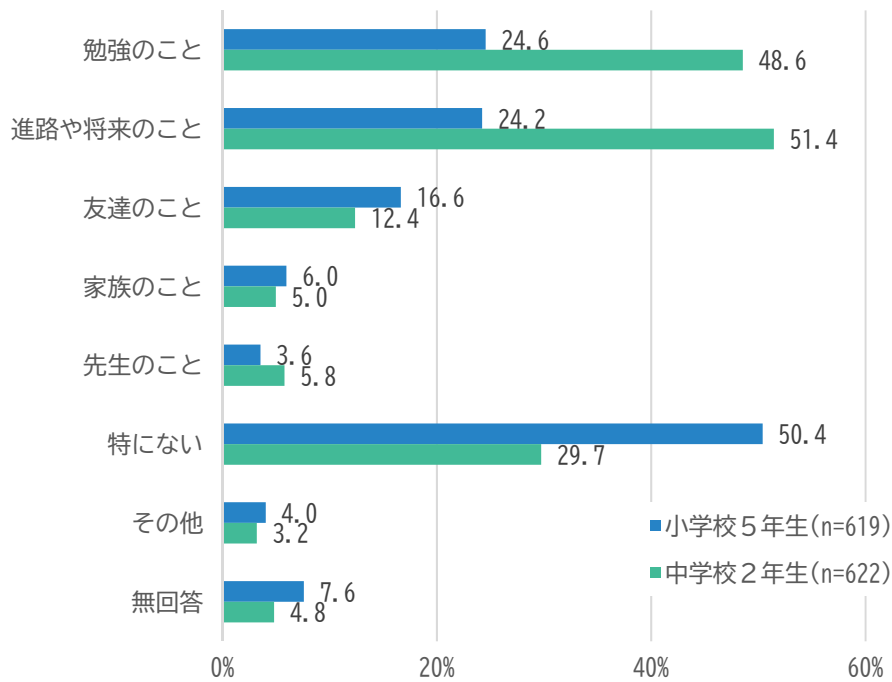


【小中学生調査】 あなたはどうしたらいじめを減らしたり、解決できると思いますか？

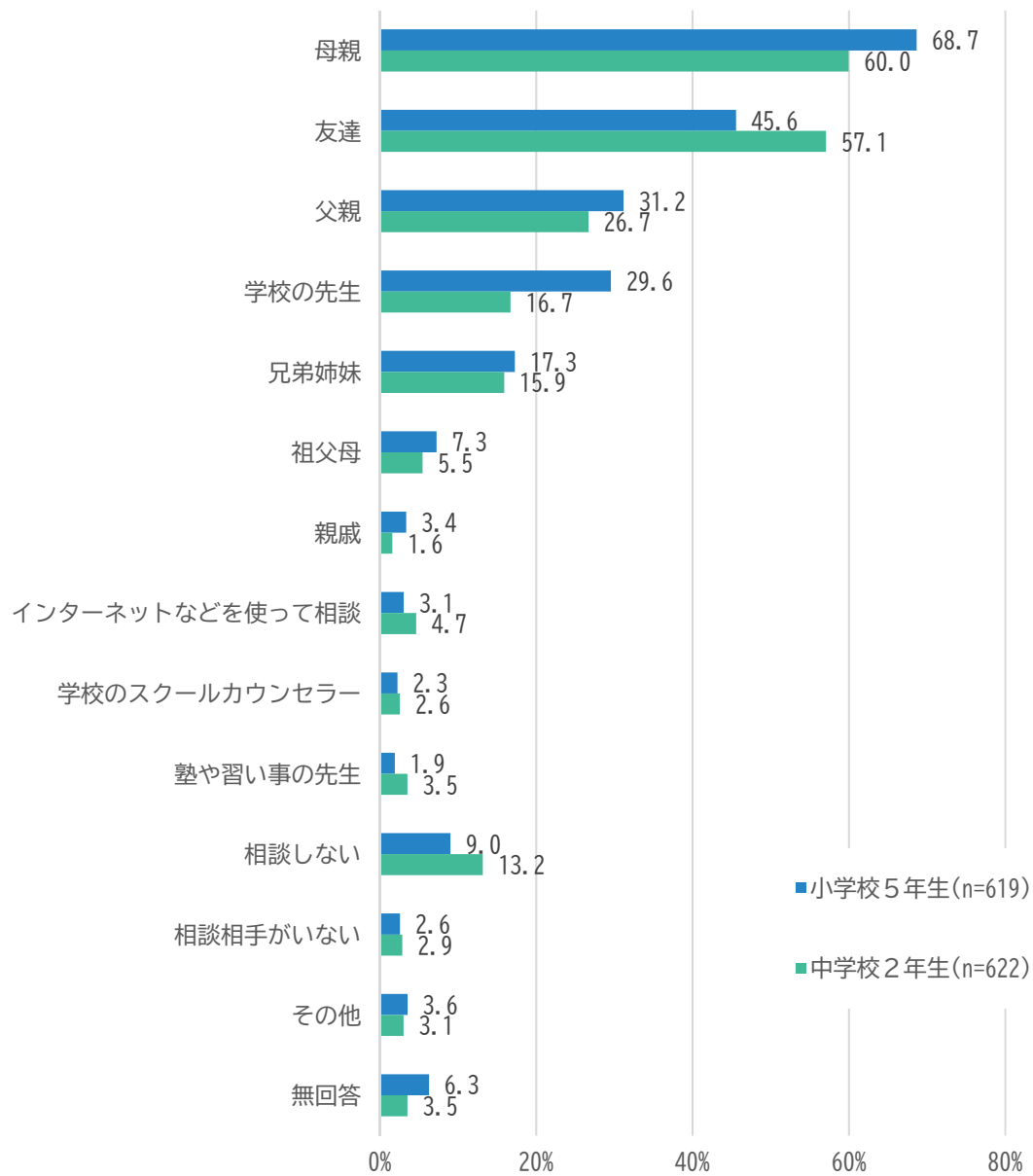
中学校2年生



【小中学生調査】 あなたは、悩んでいることや、不安に思っていることがありますか？



【小中学生調査】あなたが、困っていることや悩みなどを相談する相手はどなたですか？



●施策の展開

(15)道徳教育の充実



よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育を推進し、適切な指導を行える体制の充実を図ります。

【現状と課題】

- 教育活動全般において、道徳教育を実施しています。
- 各校で現職研修として、道徳の研修を行っているほか、長期休業中の研修の一つとしても道徳教育の研修を行っており、毎年多くの教職員が参加しています。
- 校内 OJT 研修の推進により、各学校での道徳についての研修の場が持たれるようになりました。
- GIGA スクール構想をはじめ、学校や家庭において情報化が進んでいることで、道徳教育と連携した情報モラル教育も必要となっています。
- 各校に道徳教育推進教師を位置づけ、全教員が協力して指導できる計画を作成したり、道徳の時間を実施しやすい環境づくりに取り組んでいます。

【施策の方針】

① 「特別の教科道徳」を核にした道徳教育の推進（学校教育課）

- 各校に道徳教育推進教師を位置づけ、全教員が協力して指導できる計画を作成したり、道徳の時間を実施しやすい環境づくりに取り組んでいます。
- 現職研修の時間や夏期研修を利用し、道徳教育の充実と推進を図ります。
- 学校で道徳全体計画をたて、学校行事や他教科、情報モラル教育と関連させ、年間の活動の中に位置づけて道徳教育を進めます。
- 「道徳地域教材」や「情報モラル教育の手引き」を作成し、計画的に道徳教育を進めます。

(16)人権教育・多様性理解の推進



人権や人権擁護に関する基本的な知識を学べる機会を通じて、その内容と意義についての知的理解を促すとともに、多様な価値観の存在を認識・理解し、尊重し合える人づくりに向けた取組を学校教育並びに社会教育を通して推進します。

【現状と課題】

- 毎年12月の人権週間において、人権啓発ポスターや標語づくりを通して、人権意識を高め、「豊かな人権文化の創造」を目指しています。
- 誰もがお互いの違いを認め合い、希望に沿った生き方を選択できる社会を築いていくため、令和4年1月より「パートナーシップ宣誓制度」を導入したほか、LGBTに関して啓発リーフレットや男女共同参画情報誌などを通じて情報提供を図っています。

【施策の方針】

① 人権教育・多様性理解の推進（協働まちづくり課、学校教育課）

- 性別や国籍、障がい等の差別をなくし、誰とでも分け隔てなく接し、互いに尊重し合う態度を育てるとともに、全ての児童生徒に適切な支援を行う「一人ひとりを徹底的に大切に教育」を推進します。
- 知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度の向上を図るとともに、その意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力の育成を図ります。
- 「児童の権利に関する条約」に基づき、子どもの基本的人権を尊重するとともに、学校教育及び社会教育を通じ、子どもが権利を持つ主体であることについて啓発を図ります。
- 男女共同参画の視点に立ち、教材等の選定を行い、固定的性別役割分担意識にとらわれない教育活動を推進します。
- ジェンダー平等の意識啓発を図るため、「男女平等教育セミナー」等への参加を促します。
- 多様な性のあり方について、理解の促進と啓発活動に努め、全ての人が尊重され、自分らしく生きられる社会の実現を目指します。

(17)いじめへの対応の充実



いじめを社会全体の問題と捉え、行政、学校、家庭、地域その他の関係機関が一体となって子どもを守り育てていくという強い決意のもと、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対策を総合的かつ効果的に推進します。

【現状と課題】

- 平成 29 年度に「蒲郡市いじめ防止基本方針」を策定し、各学校において、いじめの未然防止や児童生徒の自己肯定感を高めるための取組を行っています。
- いじめ防止等に関する研修・情報交換の場の充実、早期発見・早期対応等に関する取組の充実が課題となっています。
 - ・ いじめ問題対策連絡協議会の開催（年 2 回）
 - ・ 校務主任者会での研修（年 2 回）
 - ・ 生徒指導主事会での情報交換（年 8 回）
 - ・ 生徒指導力向上研修の開催（年 1 回）
 - ・ カウンセリング講座の開催（年 3 回）
- 各学校では、定期的に生活アンケートや教育相談を実施しており、いじめの早期対応に努めています。また、いじめを認知したら、速やかにいじめ防止委員会等を開き、組織によるいじめへの対応に努めています。

【施策の方針】

① いじめを起こさせない指導の充実と児童生徒の社会性の育成（学校教育課）

- 「蒲郡市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や児童生徒の自己肯定感を高めるための取組を推進します。

② 早期発見・早期対応のための取組や相談体制の充実（学校教育課）

- いじめ問題を協議する「いじめ問題対策連絡協議会」の設置及び「蒲郡市いじめ問題調査委員会」を設置し、早期発見・早期対応に向けた取組を充実させていきます。
- スクールソーシャルワーカーを配置し、学校だけでは問題の解決が困難なケース等について、関係機関等と連携した対応を図ります。

(18)不登校児童生徒への対応の充実

不登校となった要因を的確に把握し、学校や家庭、関係機関が情報共有するとともに、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じ、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重したきめ細やかな支援、対応を図ります。

【現状と課題】

- 全小中学校で「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、組織的に対応を行っており、小学校では全職員で月1回、中学校では担当で毎週1回開催しています。スクールカウンセラーも参加して情報の共有、連携の下で具体的な対応を考えています。
- 小中学校ともに定期的な生活意識調査に加え、教育相談を実施し、児童生徒の悩み相談及び理解に努めています。
- 適応指導教室「あすなろ教室」は、指導員2名、指導補助員2名の4名体制に加え、家庭教育相談員1名、ホームフレンド（現在2名）を配置しています。
- 不登校相談室「麦」を毎週火曜日の午前10時から午後5時、木曜日の午後1時から5時に開設し、臨床心理士のカウンセラーを配置し、相談活動を行っています。
- 不登校を考える親の会を「あすなろ親の会」「ひなたぼっこの会」の2部構成で実施しており、「ひなたぼっこの会」は、不登校の子どもをもつ保護者たちの悩みや情報を共有、交換する場として、卒業生の親も含めて希望する保護者が参加し、定期的に開催しています。また、あすなろ担任者会を年3回開催し、不登校児童生徒を担当する教員の悩み相談や情報交換の場となっています。
- 不登校についての相談は青少年センターに設置している「子ども・若者相談窓口」でも相談活動を行っています。相談は主に中学生が多く、高校生以上で学校に行けない場合は、転学や再受検、就労などの進路変更の相談となることが多い状況です。また、現在は相談員が2名（男性）ですが、相談員の増員や女性や心理士など多様なニーズに応えられる人材配置が求められます。
- ひきこもりや不登校などの場合、本人から相談に来ることは少なく、保護者からの相談が多い状況です。ひきこもりの場合は、相談をためらう保護者（潜在的な要相談者）が多いものと推測されるため、相談しやすい環境整備が必要です。
- 「がまごおり若者サポートステーション」において、中・高校生、高校中退者などの相談支援・学習支援ができるようにしており、利用を促進するため、窓口の一層の周知が必要です。

【施策の方針】

① 学校等の取組の充実（学校教育課）

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを行うとともに、教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携・協力して、問題を抱える児童生徒及びその家族に対しての教育相談活動を行います。
- 一定期間やむを得ず学校に登校できない場合には、自宅等で1人1台端末を使用し、オンラインで教員等と会話する機会を確保したり、端末に学習課題等を配信したりすることで自宅学習を促進する等、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず、学びを止めないための取組に努めます。

② 不登校に関する相談体制の充実（学校教育課、生涯学習課）

- スクールソーシャルワーカーを配置し、不登校の児童生徒に対して、家庭環境への対応も含めた福祉的な支援を図ります。
- 適応指導教室「あすなろ教室」を設置・運営し、問題を抱える児童生徒及びその家族に対しての教育相談活動を行います。
- 青少年センターに、「子ども・若者相談窓口」を設置、運営し、不登校・ひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者を支援するため、関連各機関と連携して相談・支援活動を行います。

③ 家庭への援助（生涯学習課）

- 「子ども・若者相談窓口」において、不登校・ひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者とその保護者を支援するため、関係機関と連携して相談・支援活動を行います。
- 上記相談を踏まえ、要望のある家庭・必要とする家庭への訪問指導・登校援助指導等のアウトリーチ活動を行います。

④ 多様な教育機会の確保（学校教育課）

- 「子ども・若者相談窓口」において、必要な児童生徒が学校に安心して通えるように、授業の受け方の指導や、家庭学習の仕方の指導を行います。
- 関係機関による児童生徒の学習状況に適した進路選択を指導します。

4 生涯にわたって学ぶ楽しさと、健やかな体・心を育むことができる

●市の施策の現状

本市は、市内の公民館や市民会館、生命の海科学館等の社会教育施設を通じて、様々な教室・講座を開催しており、市民の生涯にわたる学習活動を支援し、社会教育のための環境づくりに努めています。

また、生涯学習に関する情報や魅力を発信し、活動団体への支援を図っているほか、市立図書館を中心に、子どもたちから大人まで読書活動を推進するための取組を進めています。

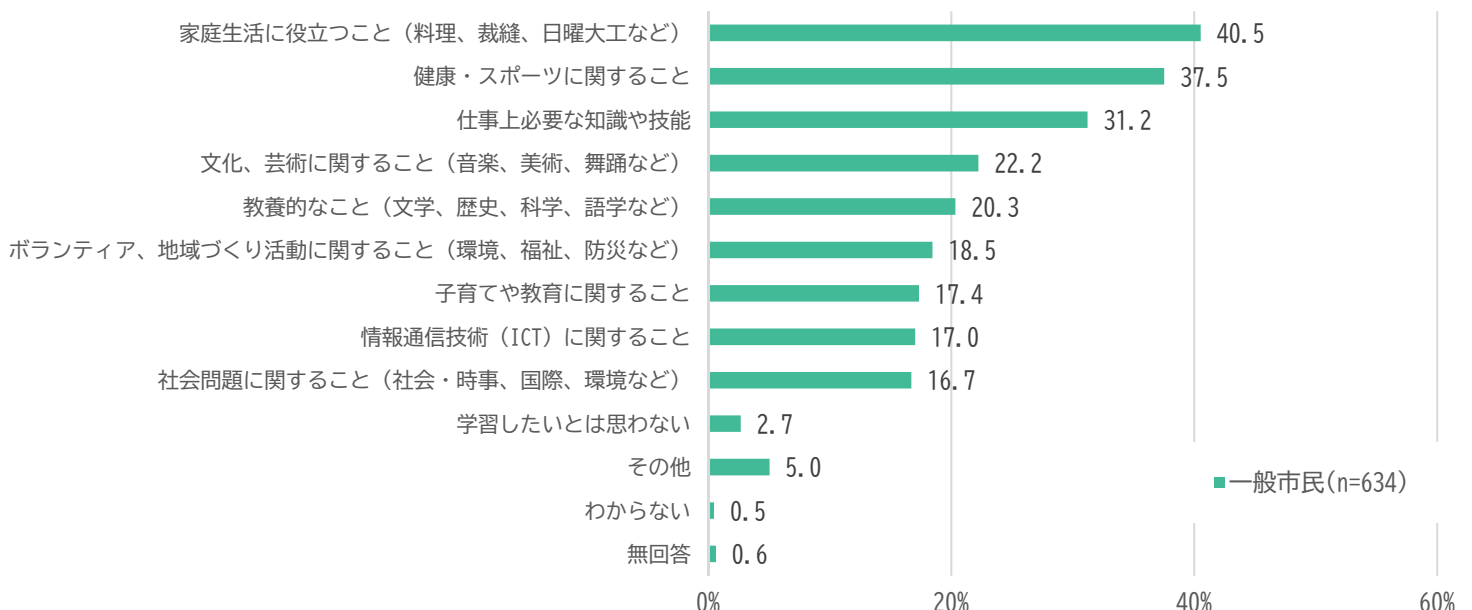
さらに、幼児教室や親子ふれあいひろばをはじめ、家庭教育の向上のための教室等を開催しているほか、児童クラブを通じた働く保護者への支援等の子育て支援、そして子どもの貧困対策や困窮世帯への教育格差を解消するための事業を推進しています。

一方、学校体育の充実や、三河湾健康マラソン大会をはじめとする各種スポーツ大会やスポーツ教室の開催を通じて、市民の心身の健康づくりを支援しているほか、学校給食等を通じて子どもたちの健康教育・食育の推進を図っています。

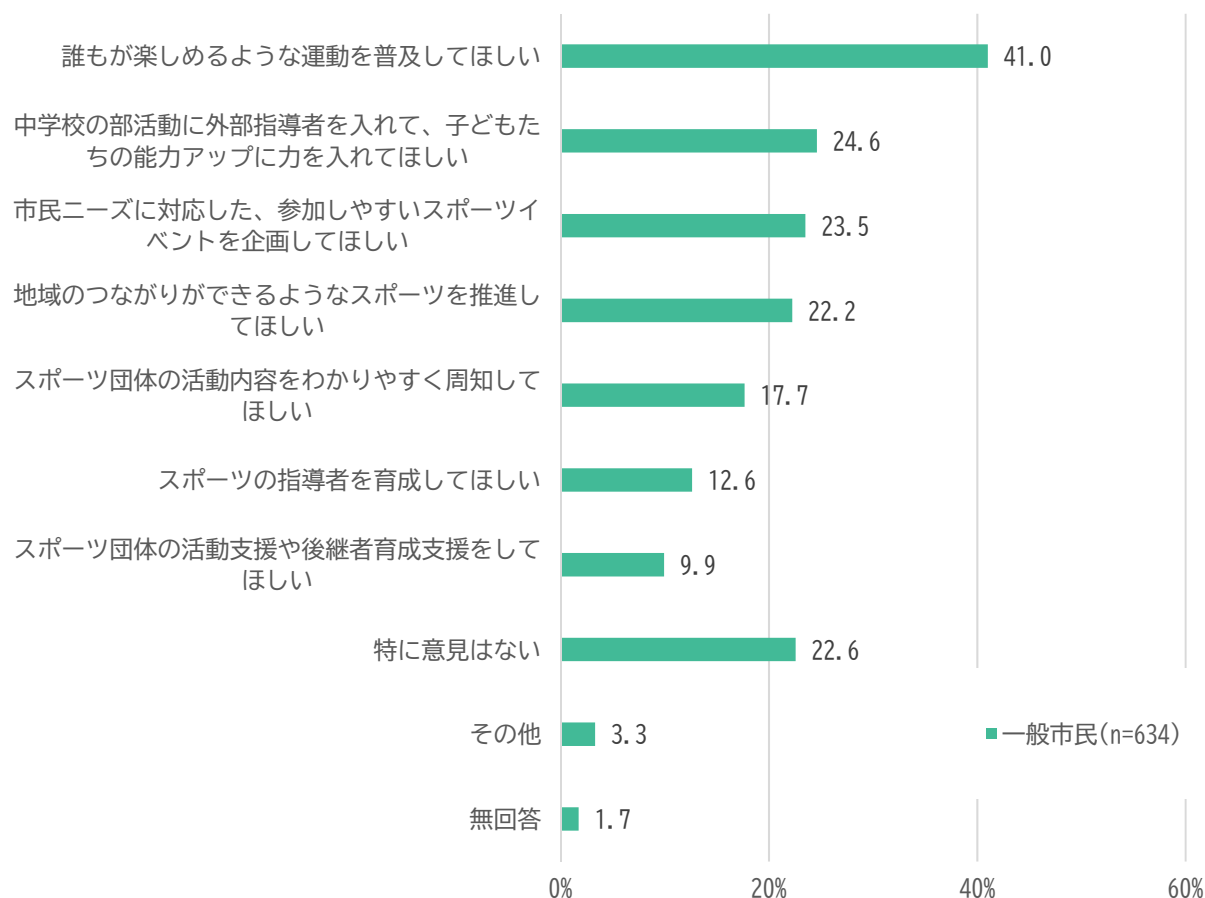
●蒲郡市の教育に関するアンケート調査（令和3年度）に基づくニーズ等

- 一般市民が生涯学習として学びたいことの上位2つは、「家庭生活に役立つこと（料理、裁縫、日曜大工など）」と「健康・スポーツに関すること」です。
- 市のスポーツ事業に対しては、一般市民は「誰もが楽しめるような運動を普及してほしい」との回答が最上位です。
- 保護者が家庭教育で大切だと思うことは「自分自身や家族、他人を思いやること」が最上位です。

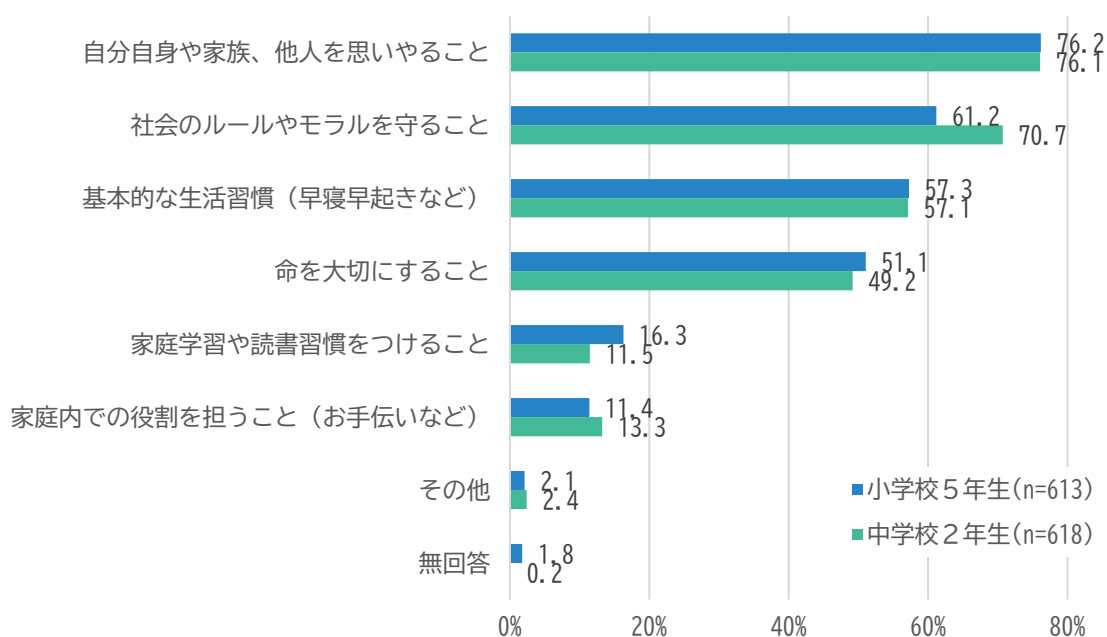
【一般市民調査】あなたが生涯学習として学びたいことはどのようなことですか？



【一般市民調査】あなたは、蒲郡市のスポーツに関する事業についてどのように思っていますか？



【保護者調査】ご家庭における教育で大切なことは何だと思えますか？



●施策の展開

(19)社会教育の推進



社会的課題や地域の様々な課題に対応するため、社会教育の果たす役割が一層大きくなっていることを踏まえつつ、市民の自発性や学習ニーズを尊重しながら、公民館をはじめとする社会教育施設などを通じた学習活動を推進します。

【現状と課題】

- 公民館の利用者は高齢者が多い状況ですが、公民館が地域づくり・人づくりの拠点となるためには、多様な年代へのアプローチが必要であり、市の講座・教室の実施に対して、参加したいと思える講座等の提供が望まれています。
- 市民会館や公民館などの社会教育施設にはWi-Fiを設置し、インターネット環境の整備ができています。
- 市内の多くの公民館は、老朽化が進み利便性に問題を抱えています。
- 市民会館の老朽化が進み、一部バリアフリーになっていないなどの問題が見られます。
- 生命の海科学館は築20年を経過しており、壁や扉・床など内部整備・建物自体ともに老朽化が見られます。
- 講座・イベント等の開催情報については、広報がまごおりや市ホームページ、メール、SNS等を通じて発信しています。
- 学芸員・教育担当職員の人員の充実や資質の向上が課題となっています。
- 社会教育団体の構成員の高齢化が進んでいるほか、子ども会への加入率の減少、子ども交流事業の指導者が不足している状況が見られます。
- 蒲郡市立図書館の指定管理者が学校図書館の蔵書管理を支援し、児童生徒が学校図書館を活用できるよう工夫して活動しています。
- 1人1台端末もあり、インターネットも利用できる現状下で、学校図書館での調べ学習の利用が減少しています。

【施策の方針】

① ニーズに応じた学びの提供（生涯学習課）

- ライフステージごとのニーズ・課題に応じた学習や趣味・教養を深めるための学習、時代の変化に対応した学習等、多様な学習機会の提供を図ります。
- 地域づくり・人づくりの拠点となる公民館の活動を支援します。
- 高校生や大学生などの若者と連携したボランティア活動の機会の創出に努めます。
- 市民が自ら趣味、教養を深めるため自ら学び直すりカレント教育を推進します。

② 学習活動に参加しやすい環境・施設整備の推進（生涯学習課）

- 市民が積極的に生涯学習活動に参加することができるよう、多様な学習スタイルの提供の拡充を進めます。
- 公民館利用者が安全・安心に、また快適に利用できるように施設整備を図ります。
- 社会教育施設の老朽化対策を進めるとともに、利用しやすく、安全な施設運営を目指します。
- 科学に対する関心を深め、豊かな創造力及び研究心を養い、広く学習の場を提供します。

③ 学びに関する情報や魅力の発信（生涯学習課、博物館）

- 市が実施する講座・イベント等の情報を多様で効果的な発信ができるよう取り組みます。また、学びへの興味・関心から実践へつながるよう様々な機会・手法を活用して生涯学習の魅力を発信します。
- 科学に関する講演会や講座、ワークショップなどの学習内容の充実を図ります。
- 子どもたちを対象とした家庭学習支援のための体験学習プログラムの開発を行い、大人を対象とした科学的教養を高める講座などの充実を図ります。
- 大学や研究機関等との連携により、社会人層からの要望の多い、地域の歴史や自然、最先端科学をテーマとした講演会や講座等の充実を図ります。
- 地域の自然や環境に関しては、生命の海科学館内に留まらず、フィールドなどに活動の場を広げていきます。
- 学校における歴史民俗や芸術への取組について、学習や成果発表を支援します。
- 職場体験や学芸員実習等、博物館活動に親しみ文化財に関心を持つ人材の育成を支援します。

④ 活動団体への支援と指導者の育成（生涯学習課、博物館）

- 社会教育団体（蒲郡市小中学校 PTA 連絡協議会、市民憲章推進協議会）への補助金による支援や蒲郡市子ども会連絡協議会の運営を支援し、市内の活動団体の活動の促進を図ります。
- 生涯学習団体・サークルへの支援や活動団体同士が交流を深めるよう交流の機会の提供に努めます。
- ジュニアリーダーの活動支援や、市内高校のボランティア部の生徒と子どもたちとの協働による体験活動を支援し、将来的な指導者の育成へとつなげていきます。
- GCSL 蒲郡市文化・スポーツリーダーをはじめ市民の学習活動を指導・助言する、様々な分野での指導者の発掘・育成とともに、指導者がスキルを高める場や指導者同士の情報交換の場の提供等、活動への支援に努めます。
- 司書、学芸員、児童クラブ支援員等の専門職の計画的な人材育成及び適切な人員配置を図ります。

⑤ 読書に親しむ環境、図書館機能の充実（教育政策課）

- 学びの幅が広がるよう蔵書数の拡充と適切な蔵書を充実させるとともに、学校の授業などで読み聞かせ活動を取り入れるなど、学校図書の実質や学校図書館司書の資質向上を図ります。
- 市立図書館と学校図書館の連携を促進するとともに、生涯学習やキャリア教育の拠点となるような取組や図書の電子化を進めるなど、魅力ある図書館づくりを推進します。
- 調べ学習が簡単に行えるようレファレンス機能の実質に努めます。
- 図書館 DX の促進を目的として電子図書館の実質に努めます。
- 各種イベントを開催し、読書に親しんでもらえるよう取り組みます。

(20)家庭教育・子育て支援、子どもの貧困対策の充実



家庭教育は、全ての教育の出発点であり、保護者が安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう支援するとともに、将来の蒲郡を担う子どもたちを誰一人取り残すことがないように、子どもの貧困対策の充実を図ります。

【現状と課題】

- 親子参加型講座は、生涯学習課、子育て支援課、健康推進課でそれぞれ実施しており、内容や対象者の重複等を今後整理し実施していく必要があります。
- 健康推進課において実施している2歳児教室などの案内を1歳8か月健診や2歳歯科健診の時に合わせて行っています。両親で助け合って子育てができるように、父親の参加を促していく必要があります。
- 親子ふれあいひろばは、仲間づくりを促進する連続講座となっており、仲間づくりを支援する講座終了後のフォローが課題となっています。
- 保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、放課後から夕方まで、適切な遊びと生活の場を与えて安全に保護し、児童の健全な育成を図ることを目的に、令和4年現在、市内23か所の児童クラブを運営しています。
- 就学援助、特別支援教育就学奨励費については、増加する外国人向けに翻訳版の案内や通訳を通しての案内を行うことで、必要な人に補助がいき渡るようにしています。

【施策の方針】

① 家庭教育や子育てについて学ぶ機会の充実（生涯学習課、健康推進課）

- 幼児教室、親子ふれあいひろば等を実施し、「親子のふれあい・情報交換・仲間づくり」による、より良い親子関係の構築と家庭教育の向上を図ります。
- 生命の海科学館等が行うワークショップや実験教室などに、親子で参加し、ともに考え達成することの大切さを学ぶ機会を創出します。

② 子育て家庭への支援（子育て支援課、教育政策課、健康推進課）

- 保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後や学校休業日に適切な遊び及び生活の場を提供することを目的とした児童クラブを運営し、児童の健全育成を図ります。
- 保育園・幼稚園・認定こども園等を利用する、第3子以降の3歳未満児の保育料の無償化を行います。
- 安心して子育てができる体制を整え、子育て世帯に魅力あるまちとするため、園児の給食の主食費を無償化しています。
- 私立高等学校、私立専修学校（高等課程）、私立中等教育学校（後期課程）に在籍する生徒の保護者に授業料の補助を行います。
- 子育て支援を目的とした教室の参加者を増やすため、健診時に案内、チラシを配布、「うーみんなナビ」で周知するなどの取組により参加者の増加を図ります。また、父親の参加がしやすいように周知します。

③ 貧困状態にある子どもたちへの支援（教育政策課）

- 経済的な理由によって就学困難な児童又は保護者に対し、給食費や学用品費など学習に必要な費用の一部を援助します。
- 特別支援教育就学奨励費を周知し、就学継続のための支援を行います。

④ 生活困窮世帯への教育格差の解消（福祉課、子育て支援課）

- 生活困窮世帯や低所得世帯、ひとり親世帯の市内小中学生に対して学習支援を行うことにより、教育格差をなくし、将来の選択肢を増やし、今後のキャリア形成を支援します。

(21)学校体育・生涯スポーツの充実

児童生徒が運動に親しむ資質や能力を育むことができるよう、学校体育の充実を図るとともに、誰もが生涯にわたって気軽に運動やスポーツに親しむための環境の充実を図ります。

【現状と課題】

- 民間企業との連携協働による水泳授業を2校で実施しており、民間企業の保有する施設を活用することで、より効果的で安全な水泳授業の実現を図っています。
- 一部の小学校では、バスを利用してプールへ移動するため、バスの到着時間の差によって学年の中で、水泳の授業の開始時間に差ができてしまうという問題があります。
- 市民のスポーツ習慣の定着が課題となっているほか、現状は市内に総合型地域スポーツクラブがなく、学校外でのスポーツ活動や生涯スポーツの推進環境が課題となっています。
- 国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に沿って、休日の部活動の段階的な地域移行（学校部活動から地域部活動への転換）が求められています。
- 老朽化した社会体育施設が多く、計画的な整備を図ることが課題となっています。

【施策の方針】

① 学校体育の充実（学校教育課）

- 児童生徒の発達段階を考慮しながら、体の動かし方や運動の仕方を理解し、コツをつかんで、運動ができるようになるような教材研究を行い、体育・保健体育の以下のような授業づくりを進めます。
 - ・ 児童生徒が楽しさを実感できる授業
 - ・ 体の動かし方やコツがわかる授業
 - ・ 運動の日常化につなげることができる授業
 - ・ 運動が苦手、又は嫌いな児童生徒が運動の面白さを見い出すことができる授業
- 縦割り活動や兄弟学年など、友達と関わる楽しさについて工夫された運動遊びやスポーツをする取組を通じて、積極的に体を動かす習慣を身に付けるよう促します。

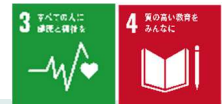
② 地域におけるスポーツ機会の充実（スポーツ推進課、学校教育課）

- 体力や障がいの有無に関わらず、市民がスポーツに親しむ社会とするため、多世代が楽しめるニュースポーツの普及に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブの創立を官民共同で目指します。
- 誰でも気軽にスポーツに取り組めるよう、スポーツ教室や大会等の情報を積極的に発信します。
- スポーツ少年団活動をはじめとした子どもを取り巻くスポーツ環境の充実を図り、子どもたちの体力づくりや仲間づくりに効果が期待できる競技スポーツへの参画を促進します。
- スポーツ関係団体の自主的な活動を支援し、相互協力を図りながらスポーツの普及を促進します。
- 子どもたちに専門的なスポーツの機会を提供するため、令和8年度までに休日部活動の地域移行完子を目指します。

③ 体育・運動施設の機能の充実（スポーツ推進課）

- 社会体育施設の計画的な整備を進め、年齢や体力さらには障がいの有無に関わらず、生涯にわたり快適な環境で安全にスポーツを楽しめる環境を充実します。

(22)健康教育・食育の推進



子どもたちの心身の健康を保持・増進していくために、養護教諭とその他の教員、また学校医をはじめとする地域の関係機関と連携して、課題に応じた健康教育を推進するとともに、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の定着と食文化の継承などを目的に、食育を推進します。

【現状と課題】

- 養護教諭・保健主事が連携し、令和3年度から包括的性教育への取組を開始し、各学校での授業実践を始めています。
- 栄養教諭の人数が令和3年度に3人体制から2人体制になり、学校訪問、食育イベント（コンテスト）等の食育啓発活動の実施が難しい状況になっており、体制の強化や食育指導の効率化が求められています。
- アレルギー対応給食の対応児童が増えており、学校、保護者、給食センターの密な連携が必要です。
- 食育により、体づくりや豊かな心をつくるとともに、食を通じた地域づくりのために、食生活に関する啓発活動や地域との交流、食文化にふれる機会の充実やイベントの開催を行っています。
- 人生100年時代において、健康寿命に対する意識を高めていくための啓発活動やイベントを行っています。

【施策の方針】

① 心身の健康づくりの充実（学校教育課）

- 学校環境衛生基準に基づいた環境衛生検査を実施します。
- 教員が児童生徒等の健康課題に適切に対応できる能力を養うため、研修等を実施します。
- 学校保健会を組織し、学校、家庭、地域の医療機関及びその他の関係機関との連携を推進します。

② 学校等における食育の充実（学校給食課）

- 食に関する指導の充実を図るため、給食年間計画を策定するとともに、食育啓発のおたより（わくわく給食、食育だより「たべたい夢」等）を学校へ配布するほか、献立表に分かりやすいマークを付けて、よく噛んで食べるよう促すことを実施します。
- 「愛知を食べる学校給食の日」を設け、学校給食に地域や県内の食材を多く使用し、地場産物や郷土料理等について家庭への啓発に取り組みます。また、「蒲郡の日給食」を毎月実施し、献立表にも表示して地元の食材に触れ合える機会を設けます。
- 食育に対する関心を高めるため、夏休みを利用して小学校5・6年生と中学生を対象とした給食献立の募集、地域の食文化に触れ、食文化を継承する機会としての行事食の実施等、多様な食文化・習慣への理解の促進に取り組みます。
- 学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、アレルギー情報を記した詳細な献立表を作成し、学校や保護者に対し献立に関するアレルギー情報を提供します。また、卵や乳などのアレルギーを持つ児童生徒に対して、食物アレルギーに配慮した給食を実施します。

5 感性を磨き、ゆとりと潤いのある心豊かな生活を実現できる

●市の施策の現状

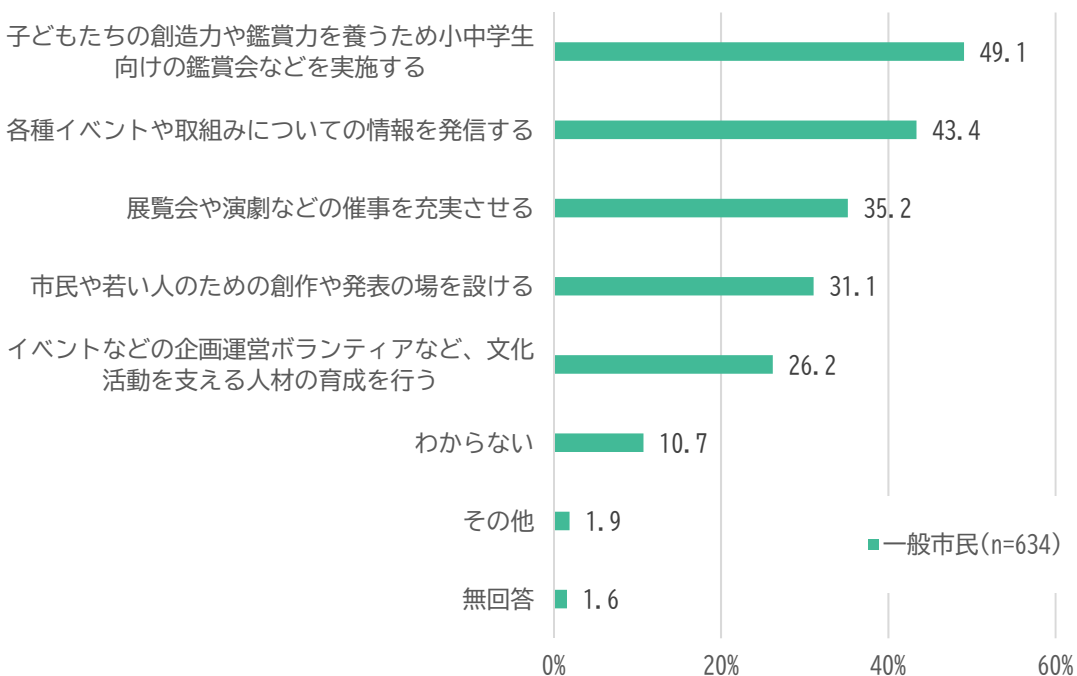
本市は、蒲郡開発の祖である藤原俊成を顕彰する「俊成の里短歌大会」、蒲郡市文化協会による「市民文化祭」などの開催をはじめ、地域の伝統文化・芸能に関わる活動や団体を支援しているほか、生命の海科学館や博物館、図書館の展示等を通じて、地域の歴史民俗や文化芸術に市民が親しみ、関心を持つ人材を増やすための取組を推進しています。

また、市民の福祉の増進等を目的に、市民会館や生命の海科学館、博物館といった文化施設の維持管理を行っていますが、いずれの施設も老朽化により利便性や快適性が低下している現状があります。

●蒲郡市の教育に関するアンケート調査（令和3年度）に基づくニーズ等

- 一般市民調査における文化芸術活動への関心を高める方策の上位2つは、「子どもたちの創造力や鑑賞力を養うため小中学生向けの鑑賞会などを実施する」と「各種イベントや取組みについての情報を発信する」となっており、いずれも回答率4割以上です。

【一般市民調査】より多くの市民が、蒲郡の文化芸術について関心を持つには、どのような取組みが必要だと思いますか？



●施策の展開

(23)文化芸術活動の推進



市民が多彩な文化芸術に触れる機会を提供し、文化芸術に関わる人の輪を広げる取組を推進するとともに、文化芸術活動を支える文化施設について、市民にとって利用しやすい、活動しやすい環境づくりや機能の充実を図ります。

【現状と課題】

- 蒲郡開発の祖である藤原俊成を顕彰する「俊成の里短歌大会」は、投稿数の減少による大会規模の再考が課題となっています。
- 蒲郡市文化協会の会員数が減少しており、幅広い年代層の参加促進が求められます。
- 生命の海科学館の老朽化による展示解説機器の稼働率の低下と科学の進歩への対応が必要であり、価値ある標本を活かした展示更新が求められます。
- 博物館の出張講座は、歴史民俗分野について実施しています。
- 博物館のアンケート結果では、「くつろぎの場」としてのやわらかい雰囲気求められている一方、実際には全般的に古びた印象を持たれている状況です。

【施策の方針】

① 芸術の創造・発信と文化芸術の担い手・支え手への支援（生涯学習課）

- 蒲郡開発の祖である藤原俊成を顕彰する「俊成の里短歌大会」、文化協会による「春の文協まつり」「市民文化祭」の開催など文化に親しむ心を育み、文化の発展と住民の文化教養の向上を図ります。
- 伝統文化・芸能に携わる文化団体を支援し、蒲郡市にふさわしい文化の創造を支援します。
- 科学を文化として捉え親しみ嗜む心を育み、市民の科学リテラシー向上と文化教養の向上を図ります。
- 参加型プログラムの実施等により、文化芸術を体験する機会を提供します。
- 学校における歴史民俗や芸術への取組について、学習や成果発表を支援します。
- 職場体験や学芸員実習等、博物館活動に親しみ、文化財に関心を持つ人材の育成を支援します。
- 子どもたちが、地域における文化芸術活動へ参加しやすい環境づくりを推進していきます。

② 文化施設の機能の充実（生涯学習課、教育政策課、博物館）

- 図書館内にある展示スペースを利用し、作品展などを開き、文化芸術にふれる機会の創出を図ります。
- 文化施設としての市民会館の老朽化対策を進めるとともに、利用しやすい施設運営を目指します。
- 科学に対する関心を深め、豊かな創造力及び研究心を養い、広く学習の場を提供するため、生命の海科学館の老朽化対策を進め、安全な施設運営を目指します。
- 魅力ある企画展・常設展示や体験活動ができる「学びの場」、居心地よく過ごせる「くつろぎの場」を提供できるよう、博物館や生命の海科学館の設備や機能を充実させます。

6 教員の働きがいがあり、快適に学ぶことができる

●市の施策の現状

本市は、ICT 機器等の整備をはじめ、児童生徒が快適に学べる教育環境の整備を推進している一方、学校プールの老朽化等、学校施設の維持管理に関する課題を抱えています。

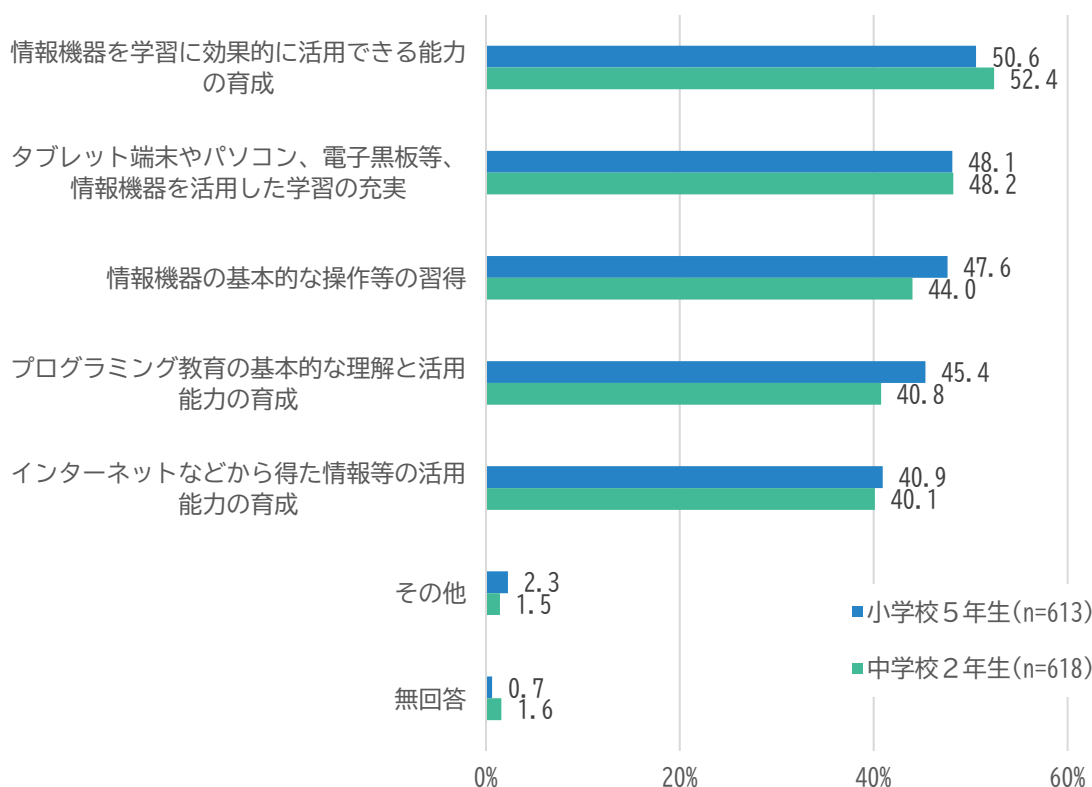
また、国の方針に基づき、学校における働き方改革の一環として、各学校での行事等の見直しを進めていますが、教員の業務量の抜本的な削減までには至っておらず、ICT の活用による業務改善をより一層進めることが求められています。

さらに、教員の資質向上の取組については、長期休業中の研修や校内現職研修・OJT を支援の充実を図っています。

●蒲郡市の教育に関するアンケート調査（令和3年度）に基づくニーズ等

- ICT（情報通信技術）活用教育に、保護者が期待することの上位2つは「情報機器を学習に効果的に活用できる能力の育成」と「タブレット端末やパソコン、電子黒板等、情報機器を活用した学習の充実」です。

【保護者調査】ICT（情報通信技術）活用教育に、どのようなことを期待しますか？



●施策の展開

(24)学校における働き方改革の推進



児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるよう、教員の勤務の長時間化を踏まえて、ICTを活用しつつこれまでの働き方を見直し、担うべき業務に専念できる環境づくりや児童生徒と向き合う時間を確保するための改革を推進します。

【現状と課題】

- 学校における働き方改革の根本として、教員の業務量の削減が課題となっています。
- デジタル採点システムについては、現在、一部の中学校で実施しています。
- 家庭と学校の連絡システムとしては、出欠席連絡のシステム化を一部の学校で実施中です。

【施策の方針】

① 「学校の業務であるものの必ずしも教諭等が担う必要のない業務」「基本的には学校以外が担うべき業務」への対応（学校教育課）

- 校内清掃（草刈り業務等）に対する教員の負担軽減を図ります。
- 関係機関との連携強化による時間外の児童生徒指導業務の軽減を図ります。

② ICTの活用による業務改善（学校教育課）

- デジタル採点システムや、家庭と学校の連絡システムの導入を行い、教員の働き方改革を進めます。

③ 学校の役割の明確化及び教職員の職務の見直し（学校教育課）

- 学校運営協議会を通じて、地域と学校が信頼関係を深めながら、地域と学校との適性や役割分担を進めます。

(25) 教員の資質向上

主体的・対話的で深い学び、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、特別な支援を必要とする児童生徒等への対応など、様々な課題に教員が対応していくための、資質向上を支援する体制づくりを図ります。

【現状と課題】

- 蒲郡市教員研修計画を作成し、「自ら学ぶ」自己研鑽として、長期休業中の研修の機会を設定したり、各学校で校内現職研修・OJTの支援の充実を図ったり、校外・地域で学ぶ研修への参加を促しています。
- 校内OJTは、今後内容の充実と計画的な実施が必要です。

【施策の方針】

① 教員の資質・能力の向上を支援する組織体制の強化（学校教育課）

- 現職教員の資質・能力を不断に向上させていくため、教職経験に応じた研修を長期休業中に実施するとともに、校内OJTを充実し、資質・能力の向上施策を推進します。
- 教員研修履歴システムを導入して、教員個々の資質・能力の向上のための研修に生かします。

(26) 学校施設・設備の充実



学校の安全性や快適性を確保し、児童生徒の発達段階に応じた質の高い施設・設備の整備に努めるとともに、情報化をはじめとする社会情勢の変化を踏まえつつ、学校の生活や学習において日常的に ICT を活用できる環境整備を図ります。

【現状と課題】

- 市内の小中学校施設は、その多くが建築後 50 年を超え、建物の老朽化が進んでおり、改築や大規模改修等の施設整備を計画的に行う必要があります。
- 国の GIGA スクール構想に基づき、1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備しており、児童・生徒がよりデジタル技術を活用しやすい、創造的な教育環境の構築を図ることが求められます。

【施策の方針】

① 学校施設の安全・防災機能の強化及び計画的・効率的な長寿命化の推進（教育政策課）

- 学校施設に関して適切な維持管理に努めます。
- 市内全校に防犯カメラを設置し、適切な維持管理を行います。

② 快適な教育環境の実現（教育政策課）

- 小中学校照明機器の LED 化を進めます。
- 今後の学校プールの全体方針を検討します。

③ ICT 機器等の教育環境の整備の推進（教育政策課）

- デジタル教科書対応に向けて、安定した通信速度の確保など、ICT 教育環境のさらなる整備を図ります。
- 既存の学習システムの改良について検討し、適切なシステムの運営に努め、さらなる教育環境の向上を図ります。

7 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、安心・安全に学ぶことができる

●市の施策の現状

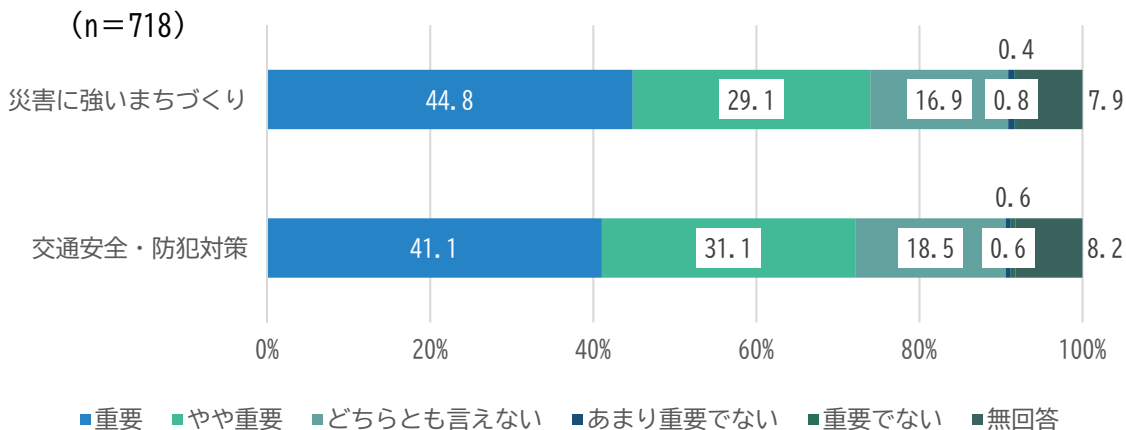
本市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により、学校に来られない子ども・家庭に対して、電子会議システムを通じた学習支援を行っています。また、各学校で実施している大規模災害を想定した避難訓練において、緊急時における心のケアに関する指導を行うなど、大規模災害や感染症拡大等の緊急時における子どもの安心・安全に配慮した取組を実施しています。

さらに、全校で危機管理マニュアル等を策定しており、事故や不審者侵入、災害等を想定し、マニュアルに基づいた研修や訓練を実施しているほか、交通安全プログラムの策定や各学校で自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深める取組を実施するなど、学校安全・防災教育を推進しています。

●蒲郡市市民意識調査（令和4年度）に基づくニーズ等

- 本市の今後のまちづくりにおいて、「災害に強いまちづくり」は重要度の評価で、最上位の「地域医療体制」に次いで“重要度が高い”項目として位置づけられています。
- 「交通安全・防犯対策」も重要度の評価で、比較的高い評価（51項目中8番目に高い）となっており、安心・安全に関わる施策に対する市民の意識の高さがうかがえます。

今後の蒲郡市のまちづくりにおいて、どれくらい重要であると思いますか？



●施策の展開

(27)大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障



大規模災害や感染症拡大等の緊急時において、安全・安心を確保するための対策を進めるとともに、ICTの活用により、緊急時の対策と子どもたちの健やかな学びの保障の両立を図るための取組を推進します。

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、学校を休む児童生徒に対して、環境が整っていて保護者が希望した場合は、個別にオンラインによる学習支援を行っています。
- 各学校において、大規模災害を想定して避難訓練を行っており、その事前指導で、大規模災害や感染症拡大等の緊急時における心の健康問題に関する指導を行っています。
- 毎年、各学校の危機管理マニュアル等の見直しが行われており、危機管理マニュアルに基づき、訓練が実施され、その結果等を踏まえた検証・見直しが行われています。
- 公民館や生命の海科学館、市民会館などの社会教育施設では、「蒲郡市新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」に基づき対応しています。また、生命の海科学館では、オンラインでも見学・参加・体験ができるようなコンテンツも整備を進めています。
- 社会教育施設や学校では、地震・火災・津波などを想定した避難訓練を実施しており、公民館の一部では利用者や地域住民が参加する訓練を実施しています。また、一部の学校は地域と連携した訓練を実施しています。

【施策の方針】

① ICTを活用した学びの保障（学校教育課、教育政策課）

- 国のGIGAスクール構想により整備する校内LANや1人1台端末を用いたオンラインによる学習支援が可能となるよう、研修の充実等による教員の指導力向上を図ります。
- 災害や感染症等による学校の臨時休業等の緊急時における学びの保障の観点から、学校・家庭において学習できる、オンライン学習システムの活用を推進します。
- 生命の海科学館におけるオンラインコンテンツの整備をはじめ、社会教育活動の継続の観点から感染症拡大等の緊急時における学習活動への支援に努めます。

② 学校における心のケア実施体制の充実（学校教育課）

- 全ての教員、スクールカウンセラーと連携協力し、日々の生活に不安を抱えた児童生徒の自己回復を支援します。

③ 保健衛生対策の充実（学校教育課）

- 「蒲郡市新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」や感染症対策を踏まえた「学校生活ガイドライン」に基づき、感染症に対して適切な予防策を講じ、発生した場合には、重症化、まん延を防ぐ取組を実施します。

④ 各学校における危機管理マニュアル等の見直し（学校教育課）

- 学校管理下で事故等が発生した際、全ての教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、その役割等を明確にするとともに、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全ての教職員が共通に理解するために、危機管理マニュアルを作成します。
- マニュアル作成後は、訓練等の結果を踏まえた検証・見直しを行います。

(28)学校安全・防災教育の推進

日常生活で起こる事件・事故・災害に対して、児童生徒や教職員が安全に行動し、他の人や地域社会の安全に貢献できるよう、その資質や能力を育成するための学校安全・防災教育を推進します。

【現状と課題】

- 全校で、危機管理マニュアル等に基づいて、迅速・的確に行動できるようにするため、実際の場面を想定して、年3回の訓練を実施しています。
- 教職員主導の学校安全・防災教育が推進されており、児童生徒が自分事として捉え、進んで参加・協力し、貢献できるような取組が課題となっています。
- 蒲郡市出前講座において、高齢者向けの交通安全講話を行っています。
- 園児や、小学生向けの交通安全教室を毎年実施しています。

【施策の方針】

① 学校安全・防災に向けた実践的な活動の充実（学校教育課）

- 全ての教職員、児童生徒が危機管理マニュアル等に基づいて、迅速・的確に行動できるようにするため、研修・訓練を実施します。

② 学校安全・防災に関する学びの充実と人材の育成（学校教育課、危機管理課、生涯学習課）

- 全ての子どもたちや教職員が自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、災害に対して的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにします。
- 学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにします。
- 市民一人ひとりが自主防災会などの活動を通して、防災に対する意識を高めていくとともに、非常時に対する知識を深めていくことにより、市全体での防災教育を推進します。

第3章 計画の推進

1 計画の推進

本市は、本計画の推進にあたり、各学校の教育活動や社会教育、生涯学習の情報を積極的に発信するとともに、学校・家庭・地域・行政が地域の課題を認識し、一人ひとりを育成していくための連携・協働の体制を整備します。

また、教育委員会と関連市長部局の担当課、そして関係機関が連携を取りつつ、教育目標の実現に向けて、各施策の推進を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、P（Plan：計画）、D（Do：実行）、C（Check：点検・評価）、A（Action：改善）のマネジメントサイクルに基づき、施策の進捗状況を点検・評価し、評価結果に基づき、さらなる施策展開を図ります。

評価結果は、毎年度、第三者評価として学識経験者による意見及び子どもからの意見を聴取した上で、報告書を作成します。

3 計画の実施状況の公表

計画の実施状況の公表にあたっては、施策の進捗状況を点検・評価した結果をまとめた報告書について、ホームページ等を通じて市民等に公表します。

4 計画の指標一覧

「まなび」のあり方 (教育目標)	評価指標	令和3年度実績	令和9年度目標値
1 地域を愛し、地域の魅力を伝え貢献することができる。	地域学校協働活動推進員の設置人数	4人	33名
	地域学校協働活動ボランティア延参加者数	968人	5,600人
	蒲郡の歴史や文化財を次世代に伝えることの必要性について次世代に伝えるべきだと思う、どちらかといえば、次世代に伝えるべきだと思う割合 (教育振興基本計画アンケート 一般)	85%	90%
	蒲郡市やご自分のお住まいの地域に親しみや愛着をととても感じている、どちらかといえば感じていると答えた割合。 (教育振興基本計画アンケート 一般)	83.4%	90%
	日ごろ、地域活動によく参加している、都合が合えば参加している、時々参加していると回答した割合 (教育振興基本計画アンケート 一般)	32.2%	65%
2 子どもの夢や理想を育み、個々の能力を最大限に伸ばすことができる	学校の授業が好きと答えた児童生徒の割合 (教育振興基本計画アンケート 小中学生)	小学校5年生 30.0% 中学校2年生 18.6%	小学校5年生 40% 中学校2年生 35%
	学校が好きと答えた児童生徒の割合 (教育振興基本計画アンケート 小中学生)	小学校5年生 46.9% 中学校2年生 32.6%	小学校5年生 55% 中学校2年生 40%
	学校の先生について、授業をわかりやすく教えてくれると思うかどうかについてそう思う、どちらかといえばそう思うと答えた児童生徒の割合 (教育振興基本計画アンケート 小中学生)	小学校5年生 87.7% 中学校2年生 90.2%	小学校5年生 95% 中学校2年生 95%

「まなび」のあり方 (教育目標)	評価指標	令和3年度実績	令和9年度目標値
2 子どもの夢や理想を育み、個々の能力を最大限に伸ばすことができる	学校の先生について、自分のことを理解してくれると思うかどうかについてそう思う、どちらかといえばそう思うと答えた児童生徒の割合 (教育振興基本計画アンケート 小中学生)	小学校5年生 78.6% 中学校2年生 73.8%	小学校5年生 90% 中学校2年生 80%
	SDGs について理解している、どちらかといえば理解していると回答した割合 (教育振興基本計画アンケート 一般)	46.1%	75%
	子どもが、家で、スマートフォンやパソコンなどのICT機器を、勉強のために使っている、どちらかといえば使っていると答えた保護者の割合 (教育振興基本計画アンケート 保護者)	38.2%	65%
	将来、外国で学んでみたいと思いますかという質問に対して学んでみたい、できれば学んでみたいと回答した児童生徒の割合 (教育振興基本計画アンケート 小中学生)	小学校5年生 41.2% 中学校2年生 38.7%	小学校5年生 55% 中学校2年生 50%
	スクールソーシャルワーカーの活用により、他支援機関等に連携した事案の割合	実績なし	100%

「まなび」のあり方 (教育目標)	評価指標	令和3年度実績	令和9年度目標値
3 健全で思いやりのある心を育むことができる	多文化共生という言葉を知ったことがあり、意味も理解していると回答した割合 (市民意識調査アンケート)	21.7%	70%
	国際化、外国人との交流・共生の満足度調査について、満足、やや満足と回答した割合 (市民意識調査アンケート)	4.6%	20%
	いじめを解決するために学校にいじめを許さない雰囲気をつくることについて、そう思う又はどちらかといえばそう思うと答えた児童生徒の割合 (教育振興基本計画アンケート 小中学生)	小学校5年生 72.4% 中学校2年生 80.7%	小学校5年生 80% 中学校2年生 85%
	いじめを解決するために授業でいじめについて話し合うことについて、そう思う又はどちらかといえばそう思うと答えた児童生徒の割合 (教育振興基本計画アンケート 小中学生)	小学校5年生 76.9% 中学校2年生 67.5%	小学校5年生 85% 中学校2年生 75%
	いじめを解決するためにいじめに気がついたら、すぐに先生や友だち、親に知らせることについて、そう思う又はどちらかといえばそう思うと答えた児童生徒の割合 (教育振興基本計画アンケート 小中学生)	小学校5年生 83.8% 中学校2年生 82.6%	小学校5年生 90% 中学校2年生 85%
	毎日学校に行くことが楽しい、どちらかといえば楽しいと答えた児童生徒の割合 (教育振興基本計画アンケート 小中学生)	小学校5年生 83.3% 中学校2年生 74.5%	小学校5年生 90% 中学校2年生 85%

「まなび」のあり方 (教育目標)	評価指標	令和3年度実績	令和9年度目標値
4 生涯にわたって学ぶ楽しさと、健やかな体・心を育むことができる	生涯学習活動や文化活動に積極的に取り組んでいる、取り組んでいると答えた割合 (市民意識調査アンケート)	15%	30%
	ボランティア育成や市民活動支援の満足度について、満足、やや満足と答えた割合 (市民意識調査アンケート)	11%	20%
	図書館、ホールなどの施設の整備の満足度について満足、やや満足と答えた割合 (市民意識調査アンケート)	14.8%	30%
	子どもが、家で、読書をしている、どちらかといえばしていると答えた保護者の割合 (教育振興基本計画アンケート 保護者)	32.1%	50%
	週1日以上スポーツをする18歳以上の割合	22.8%	50%
	子どもが毎日朝食を食べていると答えた保護者の割合 (教育振興基本計画アンケート 保護者)	90%	95%
	食育の推進による学校給食における残食率の減少	9.80%	8%
5 感性を磨き、ゆとりと潤いのある心豊かな生活を実現できる	文化活動や文化の継承の満足度について、満足、やや満足と答えた割合 (市民意識調査アンケート)	11.6%	30%

「まなび」のあり方 (教育目標)	評価指標	令和3年度実績	令和9年度目標値
6 教師の働きがいがあり、快適に学ぶことができる	小中学校の教育内容や環境の満足度について満足、やや満足と答えた割合 (市民意識調査アンケート)	18.2%	35%
	ストレスチェックの結果により、高ストレスを感じている職員の割合	-	5%
	校内 OJT を通じて効果が高いと感じた教員の割合	-	90%
	ICT を活用して学習を進める授業の割合	25%	50%
7 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、安心・安全に学ぶことができる	地域の防災・防犯活動に積極的に取り組んでいる、取り組んでいると回答した割合 (市民意識調査アンケート)	16.3%	30%
	蒲郡市が現在行っている学校教育施策について、重要だと思うことについて学校、家庭、地域等の連携による安全教育・防災教育の推進と答えた割合 (教育振興基本計画アンケート 保護者)	11.6%	20%

1 計画策定の経過

年月日	調査・会議等	概要
令和4年1月中旬～ 2月末日	蒲郡市教育振興基本計画アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学生調査 ● 保護者調査 ● 一般市民調査
令和4年8月4日	第1回蒲郡市教育振興基本計画策定委員会作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ● 蒲郡市教育振興基本計画について ● スケジュールについて ● 計画の骨子案について ● アンケート調査結果について
令和4年8月17日	第1回蒲郡市教育振興基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 蒲郡市教育振興基本計画について ● スケジュールについて ● 計画の骨子案について ● アンケート調査結果について
令和4年9月22日	第2回蒲郡市教育振興基本計画策定委員会作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育振興基本計画素案について ● 策定委員会での意見への回答について
令和4年10月7日	第2回蒲郡市教育振興基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 議事要旨の確認について ● 第1回策定委員会での意見について ● 計画の基本理念・基本目標について ● 計画の構成について ● 計画の施策について
令和4年11月2日	第3回蒲郡市教育振興基本計画策定委員会作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育振興基本計画素案について ● 策定委員会での意見への回答について ● 評価指標について
令和4年11月29日	第3回蒲郡市教育振興基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 議事要旨の確認について ● 今後のスケジュールについて ● 前回意見の反映状況について ● 評価指標について
令和4年12月21日	蒲郡市定例教育委員会・蒲郡市総合教育会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画について

年月日	調査・会議等	概要
令和4年12月26日～ 令和5年1月24日	パブリックコメントの 実施	● 計画案の趣旨、内容等を公表し、市民 から意見を募集
令和5年1月27日	第4回蒲郡市教育振興 基本計画策定委員会作 業部会（書面開催）	● 計画案について
令和5年2月8日	第4回蒲郡市教育振興 基本計画策定委員会	● 計画案について
令和5年2月15日 （予定）	蒲郡市定例教育委員会	● 計画案について
令和5年2月24日 （予定）	蒲郡市総合教育会議	● 計画案について
令和5年3月13日 （予定）	蒲郡市議会文教委員会	● 計画案について
令和5年3月31日 （予定）	計画公表	

【蒲郡市教育振興基本計画アンケート調査の概要】

《目的》

本調査は、蒲郡市の教育のあり方などを示す「蒲郡市教育振興基本計画」の策定にあたり、小学校5年生や中学校2年生とその保護者、一般市民における教育に関わる状況や今後の意向を把握し、計画策定の基礎資料とするために行ったものです。

《調査方法や回収結果》

本調査は、小学校5年生や中学校2年生とその保護者は学校を通じて調査票を配布・回収、一般市民は郵送にて調査票を配布・回収する方法で実施し、保護者及び一般市民はオンライン回答も併用し実施しました。

回収結果は、次のとおりです。

	配布数	回答数（ ）内は オンライン回答	無効 (白票)	有効回答数	有効回答率
小学校5年生	668	621	2	619	92.7%
中学校2年生	692	622	—	622	89.9%
保護者	1,356	1,269 (325)	31	1,238	91.3%
一般市民	1,500	634 (199)	—	634	42.3%
合計	4,216	3,146 (524)	33	3,113	73.8%

2 策定委員会設置要綱等

蒲郡市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づき、蒲郡市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、蒲郡市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) その他基本計画の策定に必要な事項に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画の策定が完了する日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会に、第2条に規定する事項に関して調査、研究及び検討を行わせるために、蒲郡市教育振興基本計画策定委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を置くことができる。

2 作業部会は、別表に掲げる部署に所属する職員のうちから、当該課等の所属長の推薦に基づき、教育長が任命する者をもって構成する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、基本計画の策定が完成する日限り、その効力を失う。

別表（第7条関係）

1	教育委員会	教育政策課
2		学校教育課
3		学校給食課
4		生涯学習課
5		スポーツ推進課
6		博物館
7	企画部	企画政策課
8	健康福祉部	子育て支援課

蒲郡市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

職名	氏名（敬称略）	所 属
委員長	大村 恵	愛知教育大学教育学部 教授
副委員長	尾関 智恵	愛知工科大学工学部 准教授
委員	湯藤 義文	愛知県立三谷水産高等学校 校長
委員	平野 正也	蒲郡市立蒲郡南部小学校 校長
委員	伊藤 純子	蒲郡市小中学校 PTA 連絡協議会 書記
委員	高橋 佳奈子	蒲郡あさひこ幼稚園 園長
委員	吉見 元孝	蒲郡市スポーツ協会 会長
委員	神田 竜也	蒲郡市文化財審議会委員
委員	鈴木 庸子	蒲郡市社会教育委員
委員	小田 眞一	蒲郡市総代連合会西大塚地区 総代
委員	大森 康弘	蒲郡市企画部長
委員	宮瀬 光博	蒲郡市健康福祉部長
委員	岡田 隆志	蒲郡市教育部長

3 用語解説

()内は主な掲載ページ

あ行

- IoT (3P)
Internet of Thingsの略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うことです。
- ICT (3P)
Information and Communication Technologyの略。情報(Information)や通信(Communication)に関する技術の総称です。
- ICT支援員 (32P)
教員のICT活用を支援する情報通信技術支援員のことです。
- アウトリーチ (49P)
助けが必要であるにも関わらず自ら申し出ない人たちに対して、公共機関などが積極的に働きかけ、支援を届けることです。
- いじめ・不登校対策委員会 (42P)
いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを全職員で共有し、特定の教員が抱え込むことのないよう対応する組織です。
- いじめ問題対策連絡協議会 (42P)
いじめの防止等に関係する機関や団体との連携を図る組織です。
- ESD (34P)
Education for Sustainable Developmentの略で、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動であり、持続可能な社会の創り手を育む教育のことです。
- インクルーシブ教育 (39P)
障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ教育のことです。
- ウェルビーイング (7P)
幸福で肉体的、精神的、社会的全てにおいて満たされた状態のことです。
- うーみんナビ (56P)
蒲郡市から発信する子育ての情報を入手できるスマートフォン向けのアプリです。
- LGBT (46P)
レズビアン(女性に魅力を感じる女性)、ゲイ(男性に魅力を感じる男性)、バイセクシュアル(男性、女性の両方に魅力を感じる人)、トランスジェンダー(生まれたときとは異なる性を生きる人)の頭文字をとった性的マイノリティの総称の一つです。

- OJT (45P)
On-the-Job Training の略で、職場での実践を通じて業務知識を身に付ける育成手法のことです。
- 親子ふれあいひろば (50P)
同年代の幼児や親同士が交流し、保健師や子育てネットワークの指導を受けながら、よりよい親子関係を築いたり、子育ての悩みや疑問を話し合う場です。
- オンライン学習システム (69P)
インターネットを通じて学習するシステムのことです。

か行

- 学校教育ビジョン (14P)
蒲郡市が心豊かで、社会に役立つたくましい子どもを育てるために、教師が何を目指し、どんな学校づくりをしていくのかを示したものです。
- 学校の新しい生活様式 (8P)
文部科学省による「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づく生活様式のことです。
- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (57P)
義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すものです。
- がまいくパートナー (20P)
地域の子どもたちと一緒に育てる学校の「パートナー」として登録していただいた幅広い地域住民の方々のことです
- 蒲郡市いじめ防止基本方針 (42P)
いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針です。
- 蒲郡市いじめ問題調査委員会 (47P)
いじめの防止等のための対策及び重大事態に係る事実関係について調査審議し、答申し、又は意見を具申する組織です。
- 蒲郡市障がい者支援センター (39P)
障がいのある方やそのご家族の相談に応じ、暮らしの支援をする蒲郡市社会福祉協議会が開設する相談窓口です。
- 蒲郡市小中学校規模適正化方針 (2P)
蒲郡市における小中学校の規模に関する考え方と課題を整理し、その課題解決に向けた基本的な考え方や対応方針を示したものです。

- がまごおりじなる SDGs すごろく (34P)
SDGs の取組を身近に感じ、具体的な行動に移してもらえるよう、市民や蒲郡東高校の生徒と作成したすごろくです。
- 蒲郡市文化財保護条例 (20P)
文化財保護法の規定に基づき、市の区域内に存する文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、市民の文化的向上に資することを目的とする条例です。
- 蒲郡市新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン (69P)
新型コロナウイルス感染症に関して、市内及び近隣市町の感染状況や様々な指標から総合的に判断し、警戒レベルを決定するためのものです。
- がまごおり若者サポートステーション (48P)
就職・労働することが難しい 15 歳から 50 歳までの方や、保護者に向けて、就職支援の各種取組を行う施設です。
- GIGA スクール構想 (3P)
1 人 1 台端末をはじめ ICT 環境の整備を進める国の構想です。
- 危機管理マニュアル (19P)
危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため、学校保健安全法に基づき、全ての学校において作成が義務付けられているものです。
- 義務教育学校 (23P)
平成 28 年 4 月から設置が可能となった、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校のことです。
- キャリアスクールプロジェクト事業 (36P)
系統的にキャリア教育を進めていく愛知県の事業です。
- キャリア・パスポート (36P)
キャリア教育に関する学習や活動の内容の記録のことです。
- 教育基本法 (1P)
日本の教育に関する基本的な考えや教育制度に関する基本事項を定めた法律です。
- クラウドソフト (32P)
インターネット上にデータを保存するサービスを提供するソフトウェアのことです。
- 子ども・子育て支援事業計画 (14P)
子ども子育て支援法に基づき策定する、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画です。
- 子ども・若者相談窓口 (48P)
様々な困難を抱える子ども・若者（概ね 40 歳未満）やその家族等の相談を受ける窓口（生命の海科学館 1 階）です。

- 個別最適な学び (6P)

「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点から整理した概念で、児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくことができるような学びのことで。

- コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) (20P)

保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組みです。

さ行

- サーキュラーシティ (4P)

市民、企業、研究機関と連携し、全ての機能を統合しながら直線型から循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を推進する都市のことで。

- 里山自然観察会 (26P)

親子、学生を対象に、蒲郡の里山「さがらの森」で自然観察会を実施し、自然の大切さを学びきっかけとするものです。

- GCSL 蒲都市文化・スポーツリーダー (53P)

自分の趣味を生かして、市民の活動をお手伝いするボランティアのことで。

- ジェンダー (16P)

生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のことを指します。

- 指定管理者 (52P)

指定管理者制度(民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度)に基づき、公の施設の管理運営を行う民間事業者等のことで。

- 児童クラブ (50P)

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、放課後から夕方まで、適切な遊びと生活の場を提供し、安全に保護し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

- 児童の権利に関する条約 (46P)

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

- 児童発達支援センター (39P)

発達支援を必要とする児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

- 就学援助 (55P)

経済的な理由によって就学困難な児童又は保護者に対し、給食費や学用品費など学習に必要な費用の一部を援助するものです。

- 生涯学習推進計画 (14P)

市民一人ひとりが生涯にわたって、いつでもどこでも自発的・主体的に学習活動や文化芸術活動を行い、日々生きがいをもって充実した人生を送ること、また地域に根ざした市民の学びの成果がまちづくりへとつながることを目的とする計画です。

- **小中一貫教育（23P）**

小学校から中学校までの義務教育を一貫して行うことです。

- **人工知能（AI）（3P）**

Artificial Intelligence の略称で、人間の知能をコンピュータによって再現する技術のことです。

- **スクールカウンセラー（48P）**

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う人材です。

- **スクールソーシャルワーカー（38P）**

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材です。

- **ステークホルダー（7P）**

あらゆる利害関係者を指します。

- **スポーツ推進計画（14P）**

効果的なスポーツ施策を推進するため、スポーツ推進の基本的な考え方や施策を示した計画です。

- **青少年センター（48P）**

市内で働く青少年を温かく見守り、非行防止と健全育成を進めるための施設です。

- **統括コーディネーター（20P）**

地域住民等と学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」間の連絡調整等を行う人材です。

- **総合型地域スポーツクラブ（57P）**

身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

た行

- **地域学校協働活動（18P）**

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

- **地域学校協働活動推進員（20P）**

地域住民等と学校との情報共有を図るとともに、地域住民等に対する助言などを行うといった、地域と学校をつなぐ役割を担う人材です。

- 地域学校協働本部（20P）
幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことで。
- **DX**（54P）
Digital Transformation の略で、デジタルを活用した変革のことです。
- 適応指導教室「あすなろ教室」（42P）
何らかの原因で登校できない児童生徒に対し、居場所として、また登校に向けて、子どもたち自身の力で心の準備ができるよう支援する教室です。
- デジタルアーカイブ（25P）
図書・出版物、公文書、美術品・博物館歴史資料等公共的な知的財産をデジタル化し、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組みのことです。
- デジタル採点システム（65P）
試験やテストの答案用紙を画像データとして読み取り、パソコン上で採点する仕組みのことです。
- 道徳教育推進教師（42P）
道徳教育の推進を主に担当する教師のことで、道徳教育の指導計画の作成や道徳用教材の整備・充実・活用、道徳教育の研修の充実に関することなどを担います。
- **特別支援教育就学奨励費**（55P）
障がいのある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。

な行

- 2歳児教室（55P）
2歳児とその保護者を対象に、子育て支援センター職員による親子遊びの紹介や、保健師による話を聞いたり、保護者同士で情報交換を行う教室です。
- 日本語初期適応指導教室「きぼう」（40P）
日本語が全く分からない小学4年生以上の児童生徒を対象に、集中的に指導し円滑に日本の学校に適応できるようにする教室です。
- 認定こども園（38P）
教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持っている施設です。

は行

- パートナーシップ宣誓制度（46P）
性的マイノリティの方をはじめ、様々な事情により婚姻制度を利用できず、生きづらさを抱えている二人のパートナーシップを認証し、二人が互いを人生のパートナーとして、いきいきと輝き活躍することを応援する制度です。

- ビッグデータ（3P）
様々な種類や形式のデータを含む巨大なデータ群のことです。
- フィールドワーク（26P）
現地調査のことです。
- 不登校相談室「麦」（48P）
不登校傾向の児童生徒及び保護者からの相談を受け付けている場所です。
- 文化財防火デー（25P）
文化財を火災、震災その他の災害から守るとともに、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るため、文化財防火運動を展開する日（毎年1月26日）のことです。

ま行

- 三河湾環境チャレンジ（26P）
蒲郡の海岸にてフィールドワークを行い、海の生き物に親しみ、環境問題を考えるきっかけとして実施している取組です。

ら行

- リカレント教育（10P）
学校教育からいったん離れたあと、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていく社会人の学びのことです。
- 臨床心理士（48P）
臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の“こころ”の問題にアプローチする“心の専門家”です。
- レファレンス（26P）
調べものをサポートすることです。

蒲郡市教育振興基本計画【案】

ともに学び、ともに生きる ～多様な出会いを大切に～

令和5年2月 蒲郡市教育委員会